

平成25年3月

## 中札内村議会定例会会議録

平成25年3月8日（金曜日）

### ◎出席議員（8名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 中井康雄君 | 2番 | 佐藤耕平君 |
| 3番 | 知本正幸君 | 4番 | 笠松直君  |
| 5番 | 黒田和弘君 | 6番 | 男澤秋子君 |
| 7番 | 北嶋信昭君 | 8番 | 高橋和雄君 |

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

|         |       |        |      |
|---------|-------|--------|------|
| 中札内村長   | 田村光義君 | 教育委員長  | 杉江茂君 |
| 農業委員会会長 | 山田英雄君 | 代表監査委員 | 木村誠君 |

### ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 副村長  | 火山敏光君 | 総務課長 | 高桑浩君  |
| 住民課長 | 山崎恵司君 | 福祉課長 | 岡田好之君 |
| 産業課長 | 阿部雅行君 | 施設課長 | 長澤則明君 |
| 総務課長 | 中道真也君 | 住民課長 | 渡部浩樹君 |
| 課長補佐 |       | 課長補佐 |       |

### ◎教育委員長の委任を受けて出席した者

|     |       |      |        |
|-----|-------|------|--------|
| 教育長 | 上松丈夫君 | 教育次長 | 大和田貢一君 |
|-----|-------|------|--------|

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

|        |        |    |       |
|--------|--------|----|-------|
| 議会事務局長 | 片山勇一郎君 | 書記 | 深田三恵君 |
|--------|--------|----|-------|

## ◎議事日程

|       |         |                                                                                           |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  |         | 会議録署名議員の指名                                                                                |
| 日程第2  |         | 議会運営委員会の報告                                                                                |
| 日程第3  |         | 会期の決定                                                                                     |
| 日程第4  |         | 諸般の報告                                                                                     |
| 日程第5  |         | 閉会中の所掌事務調査                                                                                |
| 日程第6  |         | 行政執行状況報告                                                                                  |
| 日程第7  |         | 平成25年度行政執行方針                                                                              |
| 日程第8  | 意見書案第1号 | 平成25年度地方財政対策に関する意見書                                                                       |
| 日程第9  | 請願第1号   | 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願                                                                    |
| 日程第10 | 請願第2号   | T P P交渉参加断固阻止に関する請願書                                                                      |
| 日程第11 | 発議第1号   | 中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                                                              |
| 日程第12 | 発議第2号   | 中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                                                               |
| 日程第13 | 承認第1号   | 平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について                                                            |
| 日程第14 | 議案第1号   | 中札内村暴力団排除条例の制定について                                                                        |
| 日程第15 | 議案第2号   | 中札内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について                                                 |
| 日程第16 | 議案第3号   | 中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                           |
| 日程第17 | 議案第4号   | 中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第5号   | 中札内村道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について                                                             |
| 日程第19 | 議案第6号   | 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について                                                              |
| 日程第20 | 議案第7号   | 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について                                                             |
| 日程第21 | 議案第8号   | 中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について                                                              |
| 日程第22 | 議案第9号   | 中札内村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                                                               |
| 日程第23 | 議案第10号  | 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について                                                          |
| 日程第24 | 議案第11号  | 平成24年度中札内村一般会計補正予算について                                                                    |
| 日程第25 | 議案第12号  | 平成24年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について                                                              |

|         |           |                                  |
|---------|-----------|----------------------------------|
| 日程第 2 6 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について    |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 4 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 4 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について |

開会 午前10時00分

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番北嶋議員と1番中井議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会報告をさせていただきます。

平成25年3月1日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、3月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

3月8日、金曜日から3月21日、木曜日までの14日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、閉会中の所掌事務調査。

ハ、行政執行状況報告。

ニ、平成25年度行政執行方針。

ホ、議案24件のうち、議案第1号から議案第16号までの16件、並びにその他の議案については初日の本会議で審議されたい。

平成25年度一般会計及び特別会計予算案6件、予算に関連する条例等2件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議で審議されたい。

また、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議

をお願いしたい。

なお、新年度各会計予算案等は、３月１８日、１９日、２１日の３日間で審議されたい。

請願第１号は総務常任委員会へ、請願第２号は産業常任委員会へ付託されたい。

へ、一般質問は、３月１４日、木曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告とさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 報告は終わりました。

### ◎日程第３ 会期の決定

**○議長（高橋和雄君）** 日程第３、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から３月２１日までの１４日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２１日までの１４日間に決定をいたしました。

### ◎日程第４ 諸般の報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第４、諸般の報告をします。

１２月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配付しましたので、了解を願いたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務産業常任委員会合同村内所管事務調査について、男澤総務常任委員長、登壇願います。

（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

**○総務常任委員会委員長（男澤秋子君）** 総務・産業常任委員会合同村内所管事務調査報告書。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

１、調査期間。

平成２４年１２月１９日水曜日。

２、調査場所。

ア、中札内保育所建設現場。

イ、中札内中学校。

ウ、農協えだ豆工場。

エ、交流の杜。

３、調査参加者。

総務・産業常任委員７人、事務局１人。説明員、福祉課・施設課・教育委員会職員。

４、調査目的と結果。

ア、中札内保育所建設事業の進捗状況について。

村職員、工事関係者の案内により、建物の特徴である屋根の建築状況、及び事業の進捗状況を確認しました。

冬期作業における、建物への影響を懸念する意見が委員から出されました。

建築工事は来年度も続くことから、周囲の環境・安全に配慮して工事を進めることを望みます。

イ、中札内中学校大規模改修前の校舎の状況について。

学校長から、各教室の現状や課題点について説明を受けました。

保護者も交えた検討委員会を立ち上げ、課題整理や管内の視察も終えており、今後は、アンケート調査の実施により内容の検討を進めるとのことでした。

大規模改修においては、今後の生徒数の動向の調査を行い、適正な規模改修となること、また、太陽光・地中熱利用の試みも意義があることから、費用対効果の調査検討を希望します。

ウ、農協えだ豆工場及び新設冷凍庫の概要について。

農協組合長より説明を受け、工場を見学しました。

えだ豆事業が進むに伴い生産量も増加し、24年度は冷凍庫の建設を行いました。そのことにより他社への保管料、約9,000万円の削減ができるとのことでした。

一昨年の、東日本大震災による原発事故での風評被害で、えだ豆の海外輸出が減少したが、現在は回復傾向にあるとのことでした。

村では、学校給食で地産地消の取組みが実施されていますが、更なる利用拡大についての必要性を感じました。

また、えだ豆を村の特産品として、積極的にPRしていくことも必要と思われます。

エ、交流の杜の新体制での運営状況について。

前体制からの事業を引き継ぎ、事業目的の推進に努めておりました。

しかし、宿泊施設の利用が伸びない課題があるとのことでした。

村民の利用においては、今年度から高等養護学校の体育授業に使われていることから、利用者数が増加しているとのことでした。

サッカー場の芝生や、環境整備については以前より良いと思われますが、更なる向上を望みます。

交流の杜事業の目的である、スポーツと文化・芸術の拠点施設として更なる利用促進を期待します。

**○議長（高橋和雄君）** これで委員会の報告を終わります。

## **◎日程第5 閉会中の所掌事務調査**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にします。

局長、説明をお願いします。

**○議会事務局長（片山勇一郎君）** それでは説明をさせていただきます。

所掌事務調査通知書。

本委員会は、下記により所掌事務について調査することに決定したから、会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記。

1、事項。

議会運営委員会の所掌事務調査。

2、目的。

(1) 議会運営に関する事項。

(2) 議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

(3) 議長の諮問に関する事項。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

審査終了まで。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定をいたしました。

## ◎日程第6 行政執行状況報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許したいと思います。

田村村長、登壇お願いします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、2月2日午後11時17分ごろに、十勝地方中部を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、浦幌町、釧路市、根室市では震度5強を観測しました。

本村は震度4で、関係職員が登庁し、浄水場や防災ダムほか主要な施設の被害状況の調査や情報収集に当たり、被害は確認されませんでした。その後の調査で、大規模草刈育成牧場牛舎の屋根材が下地材から外れ、延長約50メートルにわたり幅10センチメートルから40センチメートル程度ずれている被害を確認しました。

この修繕に係る経費を今回の補正予算に計上しております。

宅地分譲地基本設計は、1月に発注し、ヴィレッジときわ野第3次分譲地として22区画を造成する計画を策定しました。

現在、農業振興地域整備計画の変更手続きと農地法第4条及び第5条の規定による転用許可の手続きを行っているところであります。

村と分収林契約を締結していた林業青年グループから、契約解除の申し出があり、グループの皆様のご厚意で2月1日に7.44ヘクタールの立木の寄付をいただきました。

今後は村有林として管理し、伐採により生じる財源は、まちづくりに活用させていただきます。

次に、企画財政グループについてですが、国は、緊急経済対策として、平成25年度予算と一体的な「15か月予算」として平成24年度補正予算を編成しました。

これにより、本村においては、平成25年度に実施を予定していた事業を前倒しして、社会資本整備総合交付金で、橋梁補修工事、公営住宅建設工事、公民館改修工事を、農業体質強化基盤整備推進事業では暗渠排水の整備、道営担い手畑総事業札内川左岸地区では客土、除礫、暗渠排水、区画整理を、今回限りで新たに創設された「地域の元気臨時交付金」で村道改良舗装工事を実施することとし、平成24年度繰越明許予算を今回の補正予算に計上しております。

11月から策定作業を進めていた第4次中札内村行政改革大綱及び実施計画についてですが、行政改革推進本部で原案を作成し、2月26日の総合行政推進委員会でご意見をいただき、現在最終案の調整を行っているところで、3月中に策定を終える予定であり、本定例会に資料として配付させていただいております。

市町村交流事業は、中学生交流事業の川越市訪問を1月5日から8日までの3泊4日で実施し、1年生6人、随行2人が、ホームステイでのホストファミリーとの交流、高階中学校生徒との交流、美術館・博物館・川越市内の見学では市の歴史や文化を学ぶことができました。

男女共同参画の推進についてですが、2月3日に講師の宝井琴桜氏を講師に招き、「講談で語る男女共同参画 女もいきいき、男もいきいき」をテーマに、全体で70人の参加をいただいて開催しました。

男女共同参画社会基本法をかみ砕いて講談で話をされ、参加者からはたいへん好評をいただきました。

次に、ふるさと会活動では、帯広・中札内会が創立20周年を迎え、3月1日に記念式典が開催され、関係団体代表の皆さまとともに出席し、20年の歩みを振り返りながら、村の現状報告や情報交換など、会員の皆様との交流を行ってまいりました。

パブリックコメントですが、1月に「中札内村公民館改修工事（案）」、2月に「住生活基本計画（案）・公営住宅等長寿命化計画（案）」に対して意見募集を行っております。

次に、開発事業関係ですが、帯広・広尾自動車道の中札内インターチェンジから更別インターチェンジ間については、今月17日に開通が決定しました。

2月15日には、北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会と高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会合同による中央要望を行い、大樹・広尾間の事業区間への早期昇格を要望してまいりました。

また、地権者による「高規格道路・地域の会」は、2月26日に組織を解散すると同時に、高規格道路の利用及び道路周辺の環境に関わる活動を行う新たな「地域の会」が発足されました。

次に、消防の広域化についてですが、2月6日に副市町村長会議、同12日に市町村長会議が開催され、本年度、帯広市に管内5消防本部から委託しました、「消防救急デジタル



無線基本設計業務」の最終報告の内容が確認されたほか、次年度の実施設計業務につきましても、基本設計同様に19市町村の共同事業として事務委託の協定を締結し、経費の負担割合について確認されたところであります。

また、財政シミュレーションにつきましては、19市町村が共通認識のもとで作業を進めるため、基本的な考え方などについて確認したところであります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

戸籍事務システム導入事業ですが、現在、受託者において、現在戸籍・附票及び除籍・改製原戸籍のデータ作成を行っており、その過程で発見された戸籍記載等に関する疑義についての対応作業を随時行っているところであります。

労働者雇用対策ですが、帯広・南十勝通年雇用促進協議会と連携して12月から3月まで毎月1回改善センターで「雇用相談窓口」を開設し、1月には同協議会主催による季節労働者を対象とした通年雇用支援セミナーを文化創造センターにおいて開催しております。

冬期雇用特別対策事業は、季節労働者等を対象に募集を行った結果10人を雇用し、2月4日から保安林等の雑木処理や枝打ち、公共施設の除雪作業に従事していただいているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、灯油高騰による生活弱者対策として実施した福祉灯油について、1月31日まで申請を受け付け、209人の方に灯油150リットルの灯油購入券等を交付いたしました。

ポロシリ福祉会において中札内市街に建設していた障がい者のケアハウス「さくら荘」が2月末に完成しております。

次に、保健グループについてですが、季節性のインフルエンザの予防接種について、2月9日現在児童等においては、対象者550人の内384人が、高齢者においては、対象者1,060人の内589人が予防接種を受けております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成24年の農業粗生産高が発表され、農産・畜産合わせて108億2,000万円に達し、過去最高の生産高となりました。

秋の高温によるてん菜の低糖分、葉物野菜の低価格の影響がありましたが、小麦、豆類が前年比増となり、農産では前年比0.9%増の49億4,600万円となりました。

畜産では、乳価の値上がりなどがあり、前年比3.2%増の58億7,500万円となりましたが、飼料の高騰など厳しい経営を強いられました。

春耕期の悪天候による播種作業の遅れ、収穫時期での大雨など、変動する気象の中でご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、営農セミナーを1月23日、北海道大学の柳村俊介教授を講師に迎え、「新規就農支援にどのように取組むか」をテーマに開催いたしました。

農用地利用集積円滑化団体に指定されている村が、1月30日に離農される方の農地利用調整を行い、3人にあっせんを行いました。

この利用調整については、今年度、農地を集積することなどを盛り込んだ「人・農地プラン」を作成した地域にメリットがあり、出し手は「農地集積協力金」、受け手は「規模拡大加算金」が受けられます。

食育・地産地消として推進している、「食の中札内産推進パートナー登録制度」は、本年度になって「中札内産食の応援団のお店」が3店の新規登録で合計17店、「中札内村粋匠

品」が4品の新規登録で合計27品になりました。

また、食育では、子どもたちに料理を通して、地産地消に理解を深めてもらおうと、2月3日に十勝郷土料理研究会会長の村田ナホ氏を講師に招き、「手づくりごはん楽校（がっこう）」を開催しました。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土、除礫、堆肥補助、ストーンクラッシャー事業で、合わせて約671万円の見込みとなっております。

このほか、中札内村農協が事業実施主体となり、北海道の地域づくり総合交付金400万円の交付を受け、ストーンクラッシャー事業で約27.5ヘクタールの農地整備を行っています。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れております。本年度は619頭でスタートし、現在は約550頭程度で推移しています。

商工関係では、中小企業対策で、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で17事業者、保証料補給で11事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、19事業者に対して、それぞれ助成を行います。

観光関係では、十勝南部と日高東部の周遊観光の推進と道路網の整備に商工団体と市町村が共同で取組む「日高東部・十勝南部広域連携推進協議会」の設立総会が、2月18日えりも町で開催されました。

協議会は、日高東部3町と南十勝5町村の商工会と帯広商工会議所が構成団体となり、顧問に9市町村長と十勝総合振興局長と日高振興局長が務めることとなります。

新年度の事業として、日高東部と十勝南部をつなぐ広域観光と交通体系の調査研究などを行う予定であります。

花づくりの担い手を育成するための、「花づくり・ガーデニング講座」は、12月から3月まで4回を計画し、これまでの2回の講座は、ほぼ定員どおりの参加をいただいております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除排雪対策では、今冬は12月から1月にかけて降雪日数が多く例年より除雪回数が増加し、除雪費予算に不足が生じたため、専決処分により予算を追加させていただいております。

道路改修では、元大正・共栄34号道路改良工事が完了しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は総数で21件を承認し、うち24年度交付分は19件となっております。

住宅関係では、従前の住宅マスタープランの理念を基本に、住環境を取巻く現況の課題や今後の住宅施策を推進するための「住生活基本計画」の策定と村営住宅の効率的な活用方針を定め、居住性の向上や長期的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減を図るための「公営住宅長寿命化計画」の策定を完了しております。

村営住宅の入居決定状況ですが、これまで1回の入居公募を行い、2月に完成しましたときわ野団地1棟8戸を含め、入居者選考委員会において11戸の入居者を決定しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長、お願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会

所管事項の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに教育委員活動であります。1月22日に教育委員と中札内村PTA連合会役員との懇談会を開催し、家庭教育の役割の大切さや、昨今の学校教育の現状と課題について意見交換を行っております。

また、2月27日には、更別村教育委員との二村交流懇談会を実施し、指導主事による講演と両村の教育行政に関する現状の情報交換などを行っております。

児童生徒の対外スポーツ大会への参加状況であります。小学生のスケートでは、全十勝スケート少年団大会で佐竹柊真君が第1位になるなど多くの児童が上位入賞を果たしています。

中学校では北海道中学校スケート大会へ10名が出場し、女子2000メートルリレーでは2位という優秀な結果を収めています。

また、全道大会出場者の中から、全国中学校スケート大会への出場権を2名が獲得し、2月2日から2月5日の間、長野県エムウエーブで開催された全国大会に参加し、決勝進出を果たすなど、優秀な成績を収めております。

社会教育活動では、1月6日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、31人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにす機会となりました。

2月17日には、子ども会冬期野外レクリエーションが総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の協力を得て、文化創造センター前庭において開催され、43名の子どもたちがスノーモービル試乗体験やミニスキータイトライアル、ゲームなどで楽しみました。

今年度のスポーツ賞及びジュニア文化賞等の受賞は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に20個人2団体が、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に9個人1団体が受賞され、昨日3月7日に表彰式を執り行っております。

ワシントン州エルマ市への派遣事業は、3月16日から3月29日までの日程で、13名の生徒と2名の指導者がこれまで15回の事前研修を終え渡米します。

貴重な経験を主体的に積み、大きく成長され、帰国することを期待しております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では1月20日に「ミニバレー大会」を、1月22日・23日に「フロアーカーリング大会」を、2月3日には「バドミントン大会」を終えております。

全十勝雪合戦大会は、3月3日に体育館分館1グラウンドを会場に、大人の部に10チームの参加を、小学生の部には2チームの参加を得て実施をしております。

各種教室では、2月14日から2月16日に実施しました「小学生スキー教室」には、23名の小学校児童の参加を得て実施しております。

冬の健康対策の取組みでは、12月下旬から文化創造センター南側広場に歩くスキーコースを造成し、村民の方々に利用をいただいております。

中札内村公民館改修は、国の緊急経済対策事業で対応するため補正予算に計上しておりますが、繰越明許により新年度で工事を実施するものです。

以上、主要事項について申し上げ、報告にかえさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** これで行政執行状況の報告は終わりました。

## **◎日程第7 平成25年度行政執行方針**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第7、平成25年度行政執行方針、教育行政執行方針、農業委員会執行方針について、村長、教育委員会委員長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 平成25年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私は、平成17年、村民の皆様の温かいご支援をいただきながら、村長に就任以来、2期8年間にわたり村政執行にあたらせていただきました。

2期目の4年間、少子高齢化の急速な進展や地方分権改革など社会情勢の変化や、国の政策の転換に対応しながら、第5期総合計画の基本構想及び公約に掲げた「キラリ輝くうるおいのまち」の実現を目指して、総合計画の着実な推進、施策の重点化・選択化を進め、子育て支援策や定住化対策を始めとするまちづくり重点施策の推進など、全力で村政執行にあたっております。

人口は、多くの市町村が減少する中で、本村においては農業を中心とする堅調な地域経済に支えられて、4,000人から4,100人台を維持し、平成24年12月末現在では前年比64人増加するなど、重点施策の成果が現れてきたものと感じております。

さて、我が国においては、人口の減少、高齢化の急速な進行、地域経済の停滞、危機的な財政状況など、多くの課題に直面しております。さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）に関しては憂慮すべき状況に向かっていることなど、先行きの不透明感が高まっています。

このような情勢の中で、経済の再生を図るため、予算をはじめ国を挙げた取組が進められており、本村においても、優れた資源、魅力、地域力を生かし、「まちづくり基本条例」の理念である「協働のまちづくり」を基本に、「住んでみたい、住んでよかった」と実感のできる村づくりを目指して、職員と一丸となって不断の努力を続けてまいり所存であります。

最初に平成25年度予算の概要について申し上げます。

25年度の国の予算は、日本再生に向けて、緊急経済対策に基づく24年度補正予算と一体的なものとして15カ月予算として編成する一方で、財政健全化を見据え、前年度より引き締まった中身とする中で、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」を重点化しております。

地方財政対策については、地方交付税等の一般財源総額を、24年度地方財政計画と同水準となるよう確保することとし、地方交付税については24年度比2.2%減で、地方税及び地方譲与税は1.2%増、臨時財政対策債については、前年度比1.3%増となっております。

これら地方財政対策に基づく本村の25年度予算では、骨格編成であることから、一部財源を留保し、地方交付税約15億6,000万円、臨時財政対策債1億6,000万円、総額約17億2,000万円としております。

25年度予算案は、私の在任期間が少ないことから骨格予算として編成しておりますが、第5期総合計画後期基本計画の最終年であることから、これまで最重点施策としてきた子育て支援策や定住促進事業については引き続き推進するとともに、中札内保育所建設工事や道路改良舗装工事、中札内中学校大規模改修実施設計委託などの継続事業については

予算を計上し、村民の皆さまが将来にわたって安心して住み続けられる村づくりのための予算を編成いたしました。

健全財政を維持しながら、限られた財源を効果的に執行し、効率的な行財政の推進に努めてまいります。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は、34億5,040万円、対前年比3.7%の減となり、五つの特別会計を合わせた合計は45億8,990万円、対前年比2.5%の減となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第5期総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

第1の柱は、「協働によるまちづくり」であります。

「まちづくり基本条例」に掲げる住民自治を柱に「情報共有」「住民参加」をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働による自律のまちづくりを進める所存であります。

総合計画は、現行計画の目標年が25年度であることから、26年度から8年間の総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本構想及びこれを具体化するための基本計画を、まちづくり基本条例の目的及び理念に基づき、策定してまいります。

行政改革については、平成25年度を初年度とする第4次中札内村行政改革大綱に基づき、村民の立場に立った行政改革を進めることを基本として、健全な財政運営の確立、職員の定員管理及び給与の適正化・職員の能力開発、事務事業の見直しと効率化及び補助金等の見直しの3項目を柱に、実施計画を実行してまいります。

政策評価については、内部評価、総合行政推進委員会による評価を経て、評価結果の公表など情報の共有化を図り、次年度への改善・反映を行ってまいります。

ふるさとづくり事業については、時代の変化に合わせた見直しを行いながら、行政区長会議、村おこし懇談会、広報紙、地域担当職員などを活用して制度の周知に努め、利用促進を図ってまいります。

広域連携については、十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく各協定項目の推進、消防救急無線のデジタル化、消防広域化の推進、職員の合同研修への積極的な参加、更別村との連携事業等に取組んでまいります。

広報広聴については、広報なかさつないは、広報モニターの皆様からいただくご意見を参考にしながら、親しまれる紙面づくりに努めてまいります。

また、ホームページやメール配信システム、情報無線を積極的に活用しながら迅速で的確な行政情報を提供できるよう取組んでまいります。

このほか、ホットメール、政策提言箱から提案される村民の皆さまからのご意見、ご提案に耳を傾け、「情報宅配便」、地域と行政のパイプ役である「地域担当制」のPRと活用に努めます。

さらに、行政区長会議を定期的開催するとともに、村おこし懇談会、各種団体との懇談会についても積極的に出向き、情報提供と住民参加の機会確保に努めてまいります。

交流事業については、南砺市福野とは小学生自然体験交流、友好都市川越市とは中学生交流、川越産業博覧会への参加などの経済交流、絵画の交流展示などの文化交流を推進し、それぞれ引き続き友好関係を深めてまいります。

職員の資質向上については、本格的な地域主権に対応するため、時代の変化や地域課題を的確に把握し、魅力あるまちづくりを展開していくためには、高度な行政運営能力と戦略的な地域経営・組織の活性化が求められています。

新しい価値を創造していく政策形成能力やバランス感覚とコスト意識を持って効率的な行政運営を行っていく人材を育成するため、人材育成基本方針に基づいて取組を進めてまいります。

また、メンタルヘルス対策に継続して取組んでまいります。

男女共同参画については、講演会等の開催、広報やホームページ、標語・川柳の公募などを通じて啓発に努めるとともに、審議会等各種委員における女性の割合を増やし、政策評価では男女共同参画の視点での現状と課題を明らかにしながら、全ての事務事業において推進してまいります。

次に、サービスの迅速化と事務効率の向上、災害時における戸籍データのバックアップのために導入することとした戸籍事務システムは、8月下旬の一部稼働を目標に引き続き作業を進めてまいります。

また、これまで紙で行ってきた国における戸籍の副本管理については、法改正が行われ、電子データによる管理に移行するための追加システムを導入してまいります。

第2の柱は、「安らぎの社会を育むまちづくり」であります。

少子・高齢社会、核家族化の進行などにより様々な弊害が生じる中、誰もが安心して生活を送る社会を構築するため、行政・地域社会が一体となって取組むことが求められています。

特に、女性の就労の増大やライフスタイルの変化により、子どもと子育て家庭を取巻く環境が大きく変化し、課題も増加しています。

このため、子育て及び少子化対策に対しては、保育料の軽減・無料化、乳幼児医療費の特別給付制度を中学生まで拡大、児童館の専用化、民間託児への助成など村独自の特徴ある施策を講じてまいりました。

幸い、これらの政策の効果が現れ始めていることから、安心の子育て環境づくりを重点課題として継続してまいります。

健康づくりは日常生活における自らの認識と、自主的な実践が基本ですが、健康を維持するためには保健と福祉が一体となった総合的な取組みが求められております。

このため、保健、福祉、医療など関係機関相互の連携強化による課題解決に努めながら、各種健診事業の実施や健康づくりの実践活動を展開し、乳児からお年寄りまで、予防を主眼とした健康づくりに力を入れてまいります。

幼児期からの虫歯予防として、中札内保育所、上札内保育所の4・5歳児を対象に、保護者の意向を確認してフッ化物洗口事業を実施してまいります。

予防対策では、任意のワクチンである、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、無料接種を継続して実施するとともに、高齢者の肺炎予防を図るため、75歳以上の方を対象とした23価の肺炎球菌ワクチンの接種助成も実施してまいります。

国民健康保険関係ですが、22年3月に策定した「事業健全化運営の指針」に基づき、事業の円滑な運営を図るとともに、保険税の収納率の維持・向上に努めてまいります。

また、メタボリックシンドロームに着眼した国保特定健診・特定保健指導の実施に合わせ、若い世代から後期高齢者までの生活習慣の改善を目指した各種教室を開催するなど、予防に着目した取組みを進めるとともに、レセプト点検の実施、ジェネリック医薬品の利用周知などによる医療費の適正化・抑制に取り組んでまいります。

各種検診事業では、積極的に受診を促し、受診率向上を図るとともに、特に、乳がん・

子宮頸がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査については年齢を特定して、対象者の方に検診費用が無料になるクーポンと検診手帳を送付し、受診促進を図ってまいります。

30歳以上の方70名を対象とした脳ドックについては、ドック費用の一部を助成し、脳血管疾患の早期発見、早期治療に役立ててまいります。

高齢者福祉施策ですが、本村の人口のうち高齢者が占める割合は、平成25年1月末現在25.2%を占め、高齢化の進行は鈍化していますが、年々確実に進んでいます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して自分らしい生活を継続することが大切なことから、高齢者の状態の変化に応じて、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護予防に重点を置き、健康な高齢者として過ごせるよう、継続的な支援体制を整備するとともに、介護や支援が必要になった場合も安心して生活が送れるよう、必要なサービスを提供し、更に、高齢者を地域が支える体制の構築に努めてまいります。

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える総合機関として、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援業務などを実施してまいります。

また、自己による判断が不十分な高齢者等を対象に民法で定める成年後見制度の利用を支援するための助成及び啓発活動を実施してまいります。

障がい者福祉についてですが、「障害者自立支援法」を改め「障害者総合支援法」が4月から施行されますが、多くの課題は施行後3年を目途に検討することになっていることから、国等の動向を把握しながら「第3期中札内村障がい福祉計画」に基づき、自立支援給付や、市町村の必須事業である相談支援事業や日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

また、グループホーム・ケアホームの入所者に対しての地域での自立を目指す、就労支援を継続して実施するとともに、障がい者の方を対象に成年後見制度の利用を支援するための助成を実施してまいります。

南十勝こども発達支援センターについてですが、本村におきましても、利用が増える傾向にありますので、適切な運営ができるよう支援してまいります。

母子保健対策では、母子の健康を確保するとともに経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成してまいります。

また、不妊治療費についても、助成を実施してまいります。

保育所関係ですが、中札内保育所の平成25年度の入所希望者は118人、上札内へき地保育所は7人となっており、運営に当っては、保育課程に基づいて、保護者の保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供に心がけてまいります。

また、研修会への参加や、先進保育所の運営を視察するなど、職員の資質向上にも努めてまいります。

なお、現在建設中の中札内保育所は10月開所を目指して順調に工事が進められており、スムーズな移行に意を配してまいります。

放課後児童クラブ関係ですが、中札内放課後児童クラブは、受け入れ学年を4年生までとしており、平成25年度の申込者が52人、上札内放課後児童クラブは6年生までの受け入れで、12人の申し込みとなっており、運営については、引き続き中札内は社会福祉協議会、上札内は、フロンティア会議に委託して運営してまいります。

保健センターの入浴についてですが、これまで同様に福祉目的として対象者を限定して、

週3回実施してまいります。

更別村温泉の利用助成は、65歳以上の方や障害者を対象として入浴料金の助成を継続して実施いたします。

食育の推進についてですが、ライフスタイルや価値観などが多様化し、食生活や環境が変わり、食の大切さに対する意識が希薄になってきており、「中札内村食育推進計画」に基づき、乳幼児期から生涯にわたり健全な食生活を実践するため、健康教育や栄養相談を行ってまいります。

また、食生活改善推進委員の協力を得て保育所や学校で調理実習を通じて、地産地消を実践し、食育の充実を図ってまいります。

労働対策についてですが、雇用環境は依然として厳しく、季節労働者については、引き続き雇用対策事業を実施するとともに、「帯広・南十勝通年雇用促進協議会」との連携のもと相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

診療所については、診療報酬請求事務の省力化等を目的として平成18年に導入した医療事務会計システムを更新してまいります。

第3の柱は、「豊かな人間性を育むまちづくり」であります。

教育は、地域社会の活力や発展の基盤であり、社会の変化に対応してそのあり方を見直し、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化などの時代の変化に主体的に対応し、地域の持続的発展や新しい時代を築き上げていく、先見性・創造性・チャレンジ精神に富む人材を育成することが不可欠であります。

こうした認識の下、確かな学力や豊かな心、健やかな体のバランスの取れた育成など、子どもたちが自立して共に生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成するため、中札内村共育の日「共育宣言」の実践を柱に、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育的機能の連携・協力による、総合的な教育行政の充実に向け、引き続き努力してまいります。

生涯学習の観点では、村民一人ひとりが豊かな生活を送るため、文化とふれあい、生涯にわたり学ぶことができ、その成果を活かす環境づくりを進めていくことが大切です。

今後も、人間性豊かな地域づくりを進めるため、村の豊かな自然環境や地域資源を生かしながら、村民の皆様すべてに「生きる力」を育む多様な学習機会の提供や生涯学習環境の充実を図り、村民の主体的な活動の支援に努めてまいります。

第4の柱は、「活力ある産業を育むまちづくり」であります。

基幹産業である農業を軸として、先達の努力により拓かれ、農業の営みにより形成されている美しい農村景観、魅力ある観光資源、中札内産の安全安心な食を生かし、農業、商工業、観光が連携して、地域経済の振興に取り組んでまいります。

農業を取巻く情勢ですが、TPPへの参加表明が取りざたされているなど、関税撤廃による国内農業や地域の崩壊が危惧される状況にあり、特に北海道十勝については、高関税品目を抱えている畑作や酪農・畜産の生産額が多いことから、深刻な影響を受ける懸念があり、関係機関・団体と連携しながら交渉参加には強く反対し、国に対し、慎重な対応を強く求めてまいります。

このような情勢の中で、本村の農業は、安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、環境の保全、景観形成など多面的な機能を持つほか、製造・小売業や観光など他産業との結びつきにより、地域の基幹産業として最も重要な役割を担っており、「中札内村農業



発展方策」に基づいて、農業関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

農業振興では、新・元気な畑づくり事業で、客土・除礫・ポロシリ元気堆肥助成・石礫対策としてストーンクラッシャー助成を実施してまいります。

種子馬鈴薯防除対策事業では、シストセンチュウの侵入を防ぐため、抵抗性品種種子の購入に対して助成してまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、臭気対策実証試験と畑作物生産実態調査並びに生産技術改善モニターを設置し、生産技術の高度化及びコストの低減を目指してまいります。

担い手の育成確保は、農業担い手育成センターを中心に、後継者対策や実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援などを行うとともに、後継者の配偶者対策については、南十勝町村との共同事業により推進してまいります。

食育・地産地消では、食育推進計画・地産地消推進計画に基づき安全・安心な地域食材の利用に努め、食育では、「手づくりごはん楽校」など、食を生み出す「農」について学び・体験することを実施いたします。

また、地産地消では、「中札内村食の推進パートナー登録制度」を推進し、「粋匠品の取扱い店と食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリーを昨年に引き続き実施しながら、中札内産食材を使った商品の普及に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開ですが、堆肥化処理施設において、牛ふんやでんぷん加工残渣物等の適正処理と良質な堆肥づくりを促進してまいります。

農業基盤整備では、これまでの農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援に替わる「環境保全型農業直接支援対策事業」において、化学肥料・農薬の低減と緑肥の作付を組み合わせた取組みを実践する農業者を支援してまいります。

国営畑地かんがい排水事業札内川第二（二期）地区では用水路の敷設工事、道営担い手畑総事業札内川左岸地区では、客土・除礫・暗渠整備・区画整理がそれぞれ施工されます。

「フードバレーとかち」の推進は、帯広市ほか管内町村と連携して取組んでまいります。

グリーンツーリズムの推進は、都市と農村のネットワークづくり、安全・安心な食を通じた消費者と生産者の信頼関係の構築などを図るため、住民団体による活動を支援するとともに、南十勝の町村と連携してまいります。

豆資料館は、豆を使った料理教室を中心とした企画事業の充実を図り、収穫体験など食育の取組みを実施してまいります。

畜産関係では、畜産環境整備リース事業に助成するとともに、家畜自衛防疫組合の防疫事業に対し支援してまいります。

また、昨年ワクチンの供給体制が整わなかった「牛サルモネラワクチン」の助成については、ワクチンの安定供給が可能になり次第、助成を実施したいと考えております。

大規模草地育成牧場は、入牧頭数の減少と飼料・資材の高騰により厳しい経営環境にあります。指定管理者である農協と連携して、安全かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、村有林・民有林整備については、森林経営計画に基づき、森林環境保全整備事業により除間伐、地拵、植栽、下刈を実施してまいります。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会と連携してエゾシカやヒグマ、アライグマなどの駆除に引き続き取組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防

止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害対策実施隊を新たに組織し、期間を定めて集中的に駆除を実施してまいります。

商工振興関係ですが、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化など商工会と連携して取組んでまいります。

消費生活対策では、多様化している消費者被害に対応するため、引き続き消費者協会に委託して消費生活相談窓口を開設し、定期相談を実施するとともに、北海道消費者行政活性化事業を活用し、消費生活相談員の育成を図ってまいります。

観光振興関係ですが、村の観光促進・PRのため2月から活用している「ツイッター」、「フェイスブック」などの情報発信手段の有効活用を検討してまいります。

観光と情報発信の拠点である道の駅は、指定管理者である商工会やテナント会と連携し、魅力ある利便性の高い道の駅になるよう、適正な管理に努めてまいります。

札内川園地は、6月から9月までの毎月、体験型イベントを開催するほか、アシスト自転車を導入し、札内川園地から札内川ダムまでの周遊コースを設定し、「豊かな自然」と「癒しの空間」を満喫していただき、来園者の増加を目指してまいります。

花づくりの推進では、「花フェスタ2013」を、本年度も実行委員会主催により開催するほか、花づくりやガーデニング愛好者の増加を目指し、引き続き「花づくりガーデニング講座」を実施してまいります。

花づくりの担い手として、3年目を迎える「花のまちづくり推進員」は、花の育苗・管理、花壇のデザイン等の実地研修等を中心に本村の花づくりに関連した業務を実施してまいります。

第5の柱は、「安心の生活を育むまちづくり」であります。

本村の豊かな自然環境や美しい農村景観など、恵まれた資源を守り育てていくため、適正な管理と保全に努めるとともに、村民や企業が景観形成に対して積極的に取組むための環境づくりや意識啓発に努めるなど、景観意識の向上と美しい景観づくりに取組んでまいります。

特に、景観に適合した看板広告のあり方について、まちづくり委員を委嘱し、アドバイザーの助言をいただきながら一定の方針づくりを進めてまいります。

地球温暖化対策については、21年度から計画的に実施している街路・防犯灯の省エネ電灯への交換、住宅用太陽光発電システムの導入支援を継続して取組んでまいります。

防災体制の強化については、引き続き防災無線のデジタル化を推進するとともに、災害に備え、消防、関係機関と連携し、地域防災組織等の参加による防災訓練を実施いたします。

また、既存の一般木造住宅の耐震化を促進するため、既存住宅耐震改修事業により支援してまいります。

消防、救急体制の確立については、消防広域化を推進するとともに、19市町村による消防救急デジタル無線の整備を推進してまいります。

道道静内・中札内線は、引き続き現道の適切な維持管理対策が講じられるよう、道道静内・中札内線対策会議と連携して現地調査を行いながら、中札内地域活性化対策協議会に意見反映するとともに、要望を行ってまいります。

道路整備関係ですが、元大正・共栄34号道路改良舗装工事の実施と橋梁長寿命化計画による補修工事を元札内橋と東戸蔭大橋で実施するとともに、道路維持・除雪業務は、引き続き一括民間委託により実施してまいります。

また、未除雪路線における春の融雪対策として、農地・水保全管理支払対策事業による除雪の実施や、地域が共同作業として行うことも推進してまいります。

河川管理関係ですが、明渠排水路は、各行政区及び河川愛護組合の協力を得ながら適正管理に努めるとともに、農地・水保全管理支払対策事業の実施地区については、事業の活用により法面などの草刈や泥上げなどを実施し、効率的かつ良好な維持管理に努めてまいります。

公園緑地の管理ですが、引き続き一括業務委託を行い、公園内のスポーツ施設については、教育委員会との連携を密にし、適切な維持管理に努めるとともに、公園施設等の樹木の適切な育樹管理に努めてまいります。

定住促進対策ですが、地域の持続的な発展やまちづくりの活力維持のため、引き続き最重要施策の一つとして移住・定住促進対策を積極的に推進し、移住の促進と、景観に調和した中札内らしい個性ある居住空間を創出するため、中札内スタイル住宅の普及をめざし、定住促進支援施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

また、ヴィレッジときわ野第1次・第2次分譲地が完売したことから、第3次分譲地造成のため、用地の取得及び調査設計を実施してまいります。

村営住宅整備事業ですが、ときわ野団地1棟4戸を建設し、建て替えのため、既存住宅の札内団地2棟の取壊しを行います。

また、公営住宅長寿命化計画に基づき単身者用特公めぐみ団地及び特公あすなろ団地の屋根塗装、開口部シーリング等のストック改善工事を実施してまいります。

水道事業ですが、南札内、中島両浄水場の効率的な維持管理を図りながら、生活用水及び事業用水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業ですが、河川の水質維持及び水洗化の普及促進に努めるとともに、浄化センターの機器類が耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、安定した浄化機能を維持するため計画的な更新計画を定めた浄化センター長寿命化計画の基礎調査を実施してまいります。

合併処理浄化槽設置整備助成は、新築住宅に限定しながら、生活環境の向上や環境負荷の軽減対策という本来の目的に加え、定住促進施策として引き続き支援してまいります。

飼い犬のふん害、空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策については、継続して看板や広報紙などによる周知、啓発に努めるとともに、クリーン中札内の実施など環境美化に対する住民意識の高揚を図ってまいります。

交通安全・防犯対策については、交通安全施設の点検・整備や関係機関、団体、地域との緊密な連携による交通安全期別運動などに取組んでまいります。

また、防犯対策については、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や児童・生徒を狙った凶悪事件などの防止のため、広報やメール配信による啓発や地域・団体の協力をいただきながら、登下校時の巡回等を強化し、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

以上、平成25年度の村政に臨む所信の一端を申し上げましたが、村民の皆様が安心して心豊かに暮らせる村づくりと、中札内村の限りない発展のため、村民の皆さまと力を合わせて全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 続いて、杉江教育委員会委員長なのですが、暫時休憩をしたいと思います。

25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

**○議長（高橋和雄君）** それでは、引き続き会議を開きたいと思います。

平成25年度の教育行政執行方針について、杉江教育委員長、ご登壇願います。

（杉江茂教育委員長登壇）

**○教育委員長（杉江茂君）** 平成25年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、教育は、地域社会の活力や発展の基盤であり、社会の変化に対応してそのあり方を見直し、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化などの、時代の変化に主体的に対応し、地域の持続的発展や新しい時代を築き上げていく、先見性・創造性・チャレンジ精神に富む人材を育成することが不可欠であります。

こうした認識の下、確かな学力や豊かな心、健やかな体のバランスの取れた育成など、子どもたちが自立して共に生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成するため、中札内村共育の日「共育宣言」の実践を柱に、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育的機能の連携・協力による、総合的な教育行政の充実に向け、引き続き努力してまいります。

生涯学習の観点では、村民一人ひとりが豊かな生活を送るため、文化とふれあい、生涯にわたり学ぶことができ、その成果を活かす環境づくりを進めてまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

学校教育では、子どもが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力である「確かな学力」を身に付けること、そして、心豊かで心身ともに健康で逞しく生きていくために必要な資質や能力、いわゆる「生きる力」を育むための教育活動の充実が大切です。

新年度も「中札内村学校教育推進基本指針」の基本目標である「豊かな人間性を育む」ことを重点に取り組んでまいります。

一つめの重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

まず、「生きる力」の知的側面である「確かな学力」の向上を図るため、子どもの学習状況に応じ、「わかった」「できた」という結果を明確にした集中力のある授業の充実や、家庭における学習習慣の定着が大切です。

そのため、全国学力・学習状況調査結果を受け、課題抽出による学校ごとの改善プランを作成し、道教委主催のチャレンジテストなどへの参加と加配教諭の効果的活用による少人数学級や習熟度別学習の実施、長期休業中の学習支援、家庭学習の習慣化などに取り組んでまいります。

教育研究所では、子ども一人ひとりの学力を客観的に把握し、指導に生かす研究・提言や教育実践講座の開催など、指導主事との連携により、教師の授業力向上のための研修機会の更なる充実を図ってまいります。

学校教育振興会では、学校間の連携の下、児童生徒への舞台芸術鑑賞機会の提供や陸上大会の開催など、学校教育事業の充実に努めてまいります。

次に、「社会の変化に対応する力を育成する教育」では、子どもが自己の良さや可能性に

気づき、夢や目標に向かって、よりよく生きていこうとする逞しい力を身に付けるための取組みを推進してまいります。

主な取組みとして、英語講師の各学校への派遣による外国語教育実践と各学校段階での生きた英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、アメリカ・エルマ市との国際交流派遣事業では、事前研修を教育課程に位置付け、中学校第2学年全生徒を対象とし国際理解教育の実践を行います。

また、情報教育の充実のため、ICT機器の活用をより一層推進し、時代や社会に対応する力の育成を図ってまいります。

次に、「特別支援教育の推進」では、子どもが自らを見つめ生き方を考えていく「自立性」や、「社会参加」のために必要な知識や技能等を身に付けるため、障がいのある児童生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な学習に取り組むとともに、学校における日常生活上の介助や学習支援のため、中札内小学校と中札内中学校への特別支援補助員の配置を継続します。

また、幼児期からの就学に向けた支援のため、庁内連携による特別支援連携協議会の機能活用、特別支援学校である中札内高等養護学校との連携や道教委の特別支援巡回相談事業の活用など、支援体制の充実を図ってまいります。

二つめの重点目標は、「豊かな心と健やかな身体の育成」です。

まず、「地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育」では、学校支援ボランティアなど、地域の人々の力添えと施設等の活用により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性や社会性を養う交流・体験事業の取組みを行います。

また、いじめについては「人として絶対に許されない」という強い認識に立ち、教職員一人ひとりが子どもとの普段からのコミュニケーションを大切にし、小さなサインを敏感に受け止め、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、スクールカウンセラーの配置による予防的な教育相談や学校が一体となった取組みを支援し、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、教育委員会も積極的に関わり、緊張感をもってその責務を果たしてまいります。

また、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育むため、教育活動全体での道徳教育の充実に取り組んでまいります。

防災教育では、災害発生時に子どもたちが的確に行動できるよう、地域の自然条件などを踏まえて、防災教育の更なる充実を図ってまいります。

次に、「健やかな身体の成長を促す教育」では、発達段階に応じた健康や体力の向上を目指した運動と、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立を図っていく必要があります。

このために、健康・体力の向上を目指した運動機会の充実や、小学校での遊びで親しむ万歩計を用いた「子どもウォーキングチャレンジ事業」に新年度も取り組むとともに、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る部活動やスポーツ少年団活動の支援に努めてまいります。

また、心身の発達に関する教育の充実のため、学校ごとの食の指導計画に基づく給食指導や食育授業の充実に取り組んでまいります。

三つめの重点目標は、「信頼される学校づくり」です。

学校教育の基盤である保護者や地域住民との信頼関係の大前提である子どもたちの手本となるべき教職員であるため、会計検査院からの指摘を受けた「服務規律遵守」の自覚を促す指導・啓発を行ってまいります。

「開かれた学校づくり」では、「地域参観日」の開催や「地域向け学校だより」の発行に

より、外部への学校の説明責任を果たすとともに、学校評議員制度の効果的活用や保護者・地域住民が学校経営に参加する体制を充実させるなど、「地域との協働による学校づくり」を進めてまいります。

次に、「特色ある学校づくり」では、地域の特性を生かし、地域の自然や伝統文化、芸術活動を生かした教育活動のため、学校ごとの創意ある教育課程の編成に努めます。

「学校力の向上を図る学校づくり」では、管理職のリーダーシップによる、自主的、組織的な学校づくりの推進や教職員の資質・能力向上を目的とした教職員評価制度の活用、新しい時代に対応する視野の拡大、専門性や実践的指導力向上を図るため校内研修の開催や各種研修事業への参加を促します。

また、教職員が地域理解を深めるとともに、地域活動へ積極的に参加するよう奨励してまいります。

四つめの重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

「地域で子どもたちを育てる環境づくり」、「学社融合による教育活動の推進」では、共育の日の実践を柱とし、地域、家庭、学校が一体となったネットワークづくりや学校支援ボランティアの活用、大人と子どもの交流事業などを実施してまいります。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などの連携により、長期休業中の体験活動や通学合宿などの社会教育プログラムをより充実させ、「生きる力」を育む活動と環境づくりを進めてまいります。

以上、「中札内村学校教育推進基本方針」に基づき新年度に取り組む重点事項について申し上げます。

次に、「学校施設整備」では、中札内中学校の環境改善を主とした大規模改修事業は、今年度策定しました基本設計をもとに、新年度は実施設計をまとめ、事業実施に向けた準備を進めてまいります。

また、中札内中学校総合文化部の中で活発化している吹奏楽活動をより推進するため、楽器の購入による活動環境の充実を図ります。

「教育支援事業関係」では、中札内中学校卒業生の高校修学に係る助成制度は、新年度が最終年となり終了しますが、「永井明奨学基金」の今後一層の適正活用を推進するなど、経済的支援に努めてまいります。

「スクールバス運行」については、利用する児童生徒のために、安全で効率的な運行に努めるとともに、住民の日常生活利便のため、引き続き余席利用による混乗を行ってまいります。

次に、「学校給食」ですが、地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」や季節ごとの行事食の提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者との交流事業や、栄養士の学校訪問による食育活動に取り組んでまいります。

また、新年度から給食センター機器トラブル等の備えとして非常食の備蓄を行い、その一方、備蓄食材の活用として、学校防災教育の一環としての防災給食の提供も視野に入れ、実施に向けた学校・保護者との調整を図ってまいります。

社会教育では、村民の皆様が豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を生かす環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域全体の再生や連帯感が求められている今日、社会教育の充実が最も重要な時期と考え、「第6期社会教育中期計画」に基づき、社会教育基本目標である「生き生きと学びつづけ、人間性豊かな地域づくりを進める生涯学習の推進」の実現に向け、村の豊かな自然

環境や地域資源、美術などのよき文化を活かしながら、子どもはもちろん、村民の皆さますべてが豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、芸術・文化、スポーツ振興活動など、多様な学習や活動を展開してまいります。

「少年教育」では、各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、他を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図ります。

「通学合宿」は、異年齢集団での共同生活を通して、困難に耐える力や家族への感謝の気持ち、自らの責任感を育むこと、そして、家庭での学習や読書、運動など、望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に、小学4年生から6年生を対象に実施いたします。

「生き生き自然体験隊」は、南砺市との交流の中で、視野の拡大や、自ら考え、判断できる力を育むことを目的に実施しておりますが、平成25年度は南砺市福野地域へ小学5・6年生を派遣いたします。

また、小学校3・4年生を対象としたジュニアアウトドアスクールは、自然体験活動や集団生活の中で、規律について学ぶ機会として実施いたします。

「青年教育」では、同世代の仲間との交流を深め、次代のまちづくりを担う重要な世代であることの自覚を促し、地域活動に関わりをもつための体制づくりを目的とし、「ジュニアリーダーコース道東」への参加支援や、村が実施する社会教育事業へのサブリーダーとしての参加を促してまいります。

「成人一般教育」では、「村民かるてつく事業」による地域課題に対応した学習機会の提供と、自主的学習活動への支援を行うとともに、「社会教育活動振興奨励事業」による社会教育団体の自主活動や生涯学習活動の活性化に努めてまいります。

また、地域の人材や指導者の育成・発掘に努め、教育活動を支える活動を促してまいります。

「高齢者教育」では、生きがいを感じ心身ともに充実した生活を送るため、「ポロシリ大学」による学習機会の提供や、豊かな経験や知識を活かし、若年世代との交流の中で、これまで学んできたことを還元する社会参加の機会を確保し、家庭や地域で孤立することなく、高齢者が生き生きと輝いた毎日を送れるよう、多様な学習や参加機会の提供に努めてまいります。

「家庭教育」では、「家庭での三つの約束」の取組みの継続や家庭教育講演会を通じて、家庭での教育力向上を目指してまいります。

また、地域教育力の向上では、「共育の日実行委員会」の役割は中札内村共育の日セレモニーの実施を目的とするだけでなく、「共育の日事業」を実践する組織として早期に実行委員会を立ち上げ、地域の教育力を結集し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めてまいります。

「芸術文化」では、郷土芸能や文化団体の活動の活性化と後継者育成支援に努めるとともに、「アートの村づくり」のため、優れた芸術文化にふれる機会の充実を図ってまいります。

村民文化活動は、大人と子どもが一緒に活動をする機会の提供による活動人口の裾野拡大や、村民の創作意欲を醸成する機会の提供に努めてまいります。

また、文化祭を始めとし、「アミューズ・シアター芸術鑑賞会」の実施や、「学校舞台芸術鑑賞」の広域連携による拡充など、芸術文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

新年度は、第9回全国絵画公募展「北の大地ビエンナーレ」の審査年度となります。

小さな村が全国に発信する文化事業として、村のイメージアップや文化のまちづくりに寄

与できるよう、住民主体の実行委員会による活動を進めてまいります。

「文化財保護」では、郷土に対する理解を深めるため、次代に伝えるべき重要な文化財の保護に努めるとともに、からまつ館郷土資料の活用を検討してまいります。

また、「十勝幌尻岳のアイヌ文化に関する名勝指定」を受けましたことから、帯広市との連携による名勝指定の活用や、十勝幌尻岳に代表される十勝中札内村の自然景観の保全に努めていく必要があると考えております。

「図書館事業」では、情報の収集や自己の学習の場として、そして、いつでも気軽に利用できる生涯学習の場や情報発信の源となるよう、蔵書や図書館事業の充実など、一層のサービス向上に努めてまいります。

また、「中札内村子どもの読書活動推進計画」の具現化のため、読書推進協議会構成組織の一層の連携により、学校図書ボランティアの学校図書館での取り組みや、保育所、学童保育での読書活動の支援に取り組んでまいります。

「社会教育施設の整備」では、公民館が新年度は改修工事の実施年度であることから、公民館としての機能の見直しや地域活動拠点施設の観点から、より充実した施設としてリニューアルできるよう整備を行ってまいります。

「スポーツ振興」では、年間を通して誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じたコミュニケーションづくりの環境が創出できる取り組みを進めてまいります。

また、レクリエーションスポーツを通じて、活力ある生活を送るための健康維持・向上を図り、村の医療費軽減に寄与するなど、成果として現われる生涯スポーツの振興に努めてまいります。

そのための新たな核として捉えている「総合型地域スポーツクラブ」は、村民自らが運営主体となった「ピータンススポーツクラブ」として設立され1年を経過しますが、より多くの村民の皆さまの参加をいただけるようしっかりとニーズを把握し、より充実した活動を提供できるよう期待し、支援に努めてまいります。

「中札内交流の杜」は、新年度も日本クラブユースサッカー選手権大会U-15の大会会場としての決定を受けております。

全国へ中札内村を発信する良き機会として、継続的に開催されるよう誘致に努めるとともに、村内外のスポーツ交流と文化活動促進のため、良好な施設の維持管理と合宿誘致や利用推進に力を注ぎ、村経済の活性化に寄与するとともに、村民のスポーツ・文化活動施設としての利用増進に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政執行に関する主要方針について申し上げましたが、村民の信頼と期待に応え、活力ある教育行政を推進するべく教育関係者と連携を深め努力してまいります。

議会議員並びに村民の皆さまの、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、農業委員会執行方針として、山田農業委員会会長、登壇願います。

（山田英雄農業委員会会長登壇）

**○農業委員会会長（山田英雄君）** 平成25年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

中札内村農業は、畑作・畜産を主体に生産性の高い専門的な経営を目指し、我が国の食料基地として、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たして来ております。



しかし、農業・農村を取り巻く情勢は、農畜産物の価格の低迷、飼料価格の高騰、担い手の確保など多くの課題がある中、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）については、「聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加に反対」という公約を掲げながら、予断の許さない状況が続き、多くの問題を抱えております。

国では食料自給率を５０％まで引き上げることを目標とした「食料・農業・農村基本計画」が策定されております。

安全・安心な食料を供給する持続的で力強い農業構造を実現するため、北海道農業が中心となり、十勝農業がその中核をなす中で、本村農業は重要な役割を担う立場にあると考えられます。

このような中、本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取組みを推進してまいります。

以下、平成２５年度の主要な業務について申し上げます。

担い手への農地の確保・効率的利用について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正・的確な推進と併せて、認定農業者等の担い手に対する農地の利用集積の推進、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確保とその配偶者対策の積極的な推進を図る必要があり、農業担い手育成センターを中心に関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業・農業者の公的代表機関である農業委員会として、農業者の意見や要望等を行政等関係機関に伝えるため、意見の公表や建議等の取組みを行うなど、地域に根ざした農政活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

地産地消や食育の推進について。

「中札内村食育推進計画・地産地消推進計画」を基本に、生産者と消費者の結びつきを強め、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」の推進や、生産を通じて健康で安心な食生活を実現するため、村、教育委員会などと連携を図り、地域農業の姿と食生活等を伝える食農教育を推進してまいります。

都市と農村の共生・交流の促進について。

村の持つ魅力ある資源を生かし、農業や農村・自然体験を通じて交流を促進し、都市と農村が共生する社会の形成と、農業や地域の振興につながるよう、消費者・生活者の交流促進を図ってまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

**○議長（高橋和雄君）** これで各執行方針の説明が終わりました。

少し時間が早いのですが、1時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

**○議長（高橋和雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

## **◎日程第8 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第8、意見書案第1号、平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、平成25年度地方財政対策に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 請願第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願

◎日程第10 請願第2号 TPP交渉参加断固阻止に関する請願書

○議長(高橋和雄君) この際、日程第9、請願第1号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願、日程第10、請願第2号、TPP交渉参加断固阻止に関する請願書を一括して議題にいたします。

ただいま議題になっております請願2件については、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号を所管の総務常任委員会に、請願第2号を所管の産業常任委員会に付託します。

この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願いたいと思います。

◎日程第11 発議第1号 中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 発議第2号 中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第11、発議第1号、中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、発議第2号、中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

7番北嶋議員。

(7番北嶋信昭議員登壇)

○7番(北嶋信昭君) 中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、及び中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年9月5日に公布され、議会制度の見直しに関する事項も改正されました。

このことにより、本村議会においても、条例等の見直しをする必要があることから、関連する条例・規則の一部を改正しようとするものです。

赤ナンバー8番の委員会条例の一部改正であります。今回の法改正により、委員会の委員の選任及び委員の在任期間等を条例で定めることとなったことから、第5条の特別委員会の設置で、第3項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」とし、委員会に付議された案件の審議中、委員は在任することとしております。

第7条第1項で、議員は、少なくとも1つの常任委員になるものとし、第2項で委員の選任は従来どおり議長の指名によることとしております。

これまでの、第7条の第2項及び第3項は、新たに1項が加わったことから、第2項を第3項とし、第3項を第4項としております。

第12条の委員長、副委員長及び委員の辞任ですが、議会の許可から、議長の許可に改

めております。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条のただし書きに規定する日（これは、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日）ですが、または今回改正する条例の公布の日いずれか遅い日から施行することとしております。

次に、赤ナンバー9番の会議規則の改正ですが、地方自治法の改正により、規則中の条項番号を変更する必要が生じたこと、また、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになりましたので、目次では、第13章の次に新たに第14章公聴会と、第15章参考人が追加となり、今までの第14章から第17章は、2章ずつ繰下げとなります。

規則本文第17条、修正の動議の本文中、法第115条の2を、法第115条の3に、第73条第2項、所管事務等の調査の本文中、法第109条の2、議会運営委員会第4項を、法第109条第3項、議会運営委員会に改めるものです。

また、新たな条項が加わったことから、これまでの第17章中、第123条を、第130条とし、第17章補則を、第19章補則に、第16章中第122条を、第129条とし、第16章議員の派遣を第18章議員の派遣に、第15章中第121条を、第128条とし、第15章全員協議会を第17章全員協議会に、第14章中、第120条を、第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げ、第14章会議録を、第16章会議録とします。

さらに、公聴会、参考人の制度が加わったことから、第13章の次に、新たな規定、第14章公聴会、第15章参考人を加えるものです。

新たな規定、第14章公聴会は、第117条で公聴会開催の手続きを、第118条では意見を述べようとする者の申出を、第119条では公述人の決定を、第120条では公述人の発言を、第121条では議員と公述人の質疑を、第122条では代理人又は文書による意見の陳述を定めております。

第15章の参考人では、第123条で、参考人の出席などについて定めております。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明は終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第1号、中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第2号、中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 承認第1号 平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(高橋和雄君) 日程第13、承認第1号、平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、例年に比べ12月の降雪が多く、除雪費予算に不足が生じることが事実となったため、その後の降雪を見込み、除雪費3,000万円を追加する平成24年度一般会計補正予算の専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長(高桑浩君) 黒ナンバー9番、平成24年度一般会計補正予算、平成25年専決第1号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,000万円を追加し、総額を39億6,977万4,000円に調整したものであります。

議会の議決を得る暇なきため、地方自治法第179条第1項の規定により、1月8日に専決処分したものであります。

7ページをお開きください。

8款土木費の除雪対策費の説明欄の除雪委託3,000万円の追加ですが、11月から12月末までに9回の除雪出動があったことにより、予算をほぼ使い果たしたため、1月から3月までの降雪による除雪を見込んだものでございます。

6ページをご覧ください。

財源といたしまして、普通交付税1,555万6,000円、特別交付税1,444万

4, 000円を追加しております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明が終わりました。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は可決されました。

#### **◎日程第14 議案第1号 中札内村暴力団排除条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第14、議案第1号、中札内村暴力団排除条例の制定についてを議題にします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、暴力団が、村民の生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であることから、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、村、村民、事業者等の責務を明らかにすることなどにより、村民生活及び事業活動からの暴力団の排除を推進するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を高桑総務課長、お願いをいたします。

**○総務課長（高桑浩君）** それでは補足してご説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

暴力団は市民の生活や社会経済活動に介入し、資金獲得活動を行い、市民や事業者に大きな脅威を与えています。

このように住民生活に脅威を与える暴力団に対しては、警察の取締りに加え、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないという基本理念のもと、行政、関係団体、村民、事業者等が相互に連携して、関係者が一丸となって暴力団排除を推

進していくことが極めて重要です。

こうした状況のもと、北海道では平成23年4月に、北海道の暴力団の排除の推進に関する条例が施行され、道内の他の自治体においても条例を制定し、北海道警察と連携しながら、暴力団の排除に取り組もうという機運が高まっています。

中札内村においても、暴力団の排除について基本理念を定めるとともに、村、村民事業者が取り組むべき役割、暴力団の威力の利用禁止等を定め、全村挙げて暴力団の排除に取り組んでいくため、本条例を制定するものであります。

では、本議案について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものです。

第2条は、この条例における用語の定義を規定するものです。

第3条は、暴力団を排除する上での基本理念を規定するものです。

第4条は、基本理念に基づき、暴力団の排除に関する施策を実施する村の責任を規定し、北海道警察と関係機関と連携を図らなければならないことなどを規定するものです。

第5条は、村職員への暴力団関係者からの不当要求に対して必要な措置を講ずることを規定するものです。

第6条は、村民及び事業者の責務として、暴力団排除の活動の取り組み、暴力団と関係しないこと、村への協力、情報の提供などを規定するものです。

第7条は、村が実施する事務または事業が、暴力団を利することにならないように、暴力団関係者を村が実施する入札に参加させないこと。

下請け契約の相手方から暴力団関係者を排除することなどを規定するものです。

第8条は、暴力団の活動に公共施設の利用を許可しないことを規定するものです。

第9条は、村民等が暴力団排除活動に自主的に取り組めるよう、情報提供などの必要な支援を行うこと。

安心して活動に取り組むことができるよう、安全の確保に配慮することを規定するものです。

第10条は、暴力団排除について理解を深めるため、広報及び啓発を行うことを規定するものです。

第11条は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう支援を行うことを規定するものです。

第12条は、村民等が暴力団関係者の威力の利用を禁止することを規定するものです。

第13条は、村民等による金品その他の利益の供与の禁止を規定するものです。

第14条は、まつり等において、暴力団関係者を関与させないことを規定するものです。  
施行期日は、平成25年4月1日としております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** それでは2点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

まず、7ページ第10条の広報及び啓発でございますが、今説明ありましたとおり、本条例の適正な運営をしていくということになれば、当然住民にどう理解してもらうかとい

うことが、説明あったように、私も大切なことだというふうに思っております。

そこで、広報その他の必要な啓発活動ということでございますが、その他の必要な啓発活動ということでは、今後どのような、広報以外の啓発活動を具体的に考えておられるのか。

その辺1点と、第11条の青少年に対する教育等のための措置規定でございますが、学校、ここで言いますと中学校において、そういった認識あるいは暴力団に加入せず及び被害を受けないための教育が必要であるということで、必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずると、こういうことではっきり規定をしているわけでございますが、現段階で具体的に学校教育の中でどういうふうに取り組んでいくつもりでおられるのか。

まず、その2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** 1点目の啓発活動の中で、広報以外のその他の啓発の具体的なことでございますが、中札内村では交通安全防犯等については、地域安全推進協議会が中心的な役割を担っておりまして、村が直接的には広報誌あるいは適時情報無線等で緊急的な情報を流したりすることは考えております。

それ以外の村民の活動としまして、地域安全推進協議会を通じた啓発活動ですとかを具体的には考えております。

2点目の学校教育においてですけれども、具体的には特にまだ学校と協議をしておりませんし、教育委員会とも協議をしておりませんので、今申し上げることはできないのですけれども、必要に応じて、こういった防犯ですとか、あるいは関連して交通安全ですとか、そういった場を通じまして、子どもたちに暴力団に入ることのないような指導ですとか、それから、暴力団とのお付き合いをしないというような、そういった指導をできる場をつくっていただければいいなと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 広報啓発活動ですが、今の答弁を聞いておりますと、主には広報情報無線というこういう答弁でございますが、私はさらに踏み込んで、ということは、村民事業所等々の理解が非常に得られる中で、村民こそっていかないとかなかなか本議会で決めても決めただけで終わってしまうような気がするのです。

よりまして、私としては、そういった村民あるいは事業者等にとってわかりやすい概要版というのですか、簡単なちらしをつくるなりして、そういった全村挙げての理解の中でのこういう暴力団追放ということの理解を得ておく必要があると思いますし、さらにまた、村のホームページ等もあるわけですから、そこら辺の掲載も含めて、具体的に検討すべきではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺の見解をさらに聞きたいというふうに思います。

さらに、11条の関係ですけれども、具体的に教育委員会と協議していないというか、連携はとっていませんよということですが、これについてはきちっと、今言ったように、住民あるいは事業所、特に村の基幹ですから、村と教育委員会、この条例提案にあたっては、そこまで詰めた中で提案されているのかなということで私はお聞きしましたが、そこら辺のきちっとした協議が詰まっていないということですから、ぜひ、今、総務課長言ったようなことで、この後、具体的な協議を進める中で、少しでも中学生、浸透できるような具体的な検討が必要ではないかと思いますので、その2点につきまして、さらに踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。



○議長（高橋和雄君） 具体的な提案がありましたが、それに対して答弁をお願いします。  
高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の条例の概要版につきましては、広報を通じて行うか、あるいは、別にちらしのようなものを作成して行うか、いずれかの方法で村民あるいは事業所の皆さまにお知らせするとともに、ご意見、ご質問のありましたホームページの中でもこの条例案について掲載をして、さらに周知を図りたいと思います。

学校関係につきましては、今後教育委員会と協議させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） そのことについては、今言われたように、十分協議はしてはいないのですけども、学校教育の関係については、従来から安全安心という観点から、あるいは、自分の命は自分で守るという観点から、学校教育の中の道德教育、あるいは薬物、性的被害、そういうことの観点から、直接暴力団という言葉は出てきませんけども、それに関連したその内容として、絶えず日々指導しているところであります。

この条例が決まることによって、なお一層、暴力団を視点に置いた取組みも強化していきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 2点ほど伺います。

以前に暴力団関係者、公営住宅の入居について、何らかの制限をあれしているというのがあったかと思えます。

ちょっと僕あまり詳しくないのですけども。

ここら辺、実態としてそういったことがあったのかなのか。そこら辺の実態はどうなっているのかなということと、この公営住宅関係の入居については、例えば、第8条で公共施設の利用を許可しないものとするがありますけれども、こういったことに想定しているのか。公営住宅をですね。

そこら辺についての考え方を伺います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅の入居の条件で、以前、暴力団が本人、家族の中にいる場合は入居をできないということを規定させてもらっております。

現在の入居の申込段階では、そういうような暴力団の方の申込はございません。

また、もしそのような関係のある場合等については、帯広の警察署等と協定を結ぶ中で、情報をもらうというふうに規定しております。

現状、そのような方は入居はしておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 第8条の公共施設の利用に関しましては、公営住宅を想定したものではございません。

いわゆる公の施設、村が管理する公共施設のことを指しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質問ございませんか。

これで質疑を終わります。

議案第 1 号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 1 号、中札内村暴力団排除条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 2 号 中札内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第 16 議案第 3 号 中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第 17 議案第 4 号 中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第 15、議案第 2 号、中札内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、日程第 16、議案第 3 号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第 17、議案第 4 号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての 3 件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地域主権改革一括法の公布を受けて、現在、国が厚生労働省令で定めている地域密着型サービス事業者に関する指定の基準・地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、村が条例で定めることが必要となったため、制定しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは、補足説明を岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長(岡田好之君) それでは、補足説明をさせていただきます。

地域主権一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律

の公布により、介護保険法が改正され、これまで国により定められていた指定地域密着型サービス等事業者の指定に関する基準のうち、サービス事業者の法人格要件並びに地域密着型サービスの人員基準及び設備運営に関する基準などが条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものです。

基準の条例化にあたり、国は基準の項目ごとに従うべき基準、標準、参酌すべき基準の三つの類型を定めておりまして、その内容を踏まえて基準を作成することになってございます。

このことから、本村では厚生労働省令に準じて基準を策定しております。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

黒ナンバー８番、議案の９ページをお開きください。

中札内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

まず、第２条の入所定員について、村ではこのサービスは行っておりませんが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員について、介護保険法の基準の上限であります２９人以下とするものであります。

第３条では、条例で定めるものは法人であるものとしておりますし、これは介護保険法施行規則に基づき法人とするものであります。

続いて、１１ページをお開きください。

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

この基準につきましても、厚生労働省で定めていた基準に従い作成したものでございます。

第３条から１２条にかけては、地域密着型介護サービスの基本方針を定めております。

第１３条では、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準について、規則への委任を謳っております。

次に、１６ページをお開きください。

地域密着型介護予防サービスに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援法に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

この基準につきましても、厚生労働省令で定めていた基準に従い作成したものでございます。

第３条から第６条にかけて、地域密着型介護予防サービスの基本方針を定めてございます。

第７条では、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な運営に関する基準について、規則への委任を謳っております。

なお、三つの条例全て、附則で４月１日から施行すると定めております。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これから３件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

５番黒田議員。

**○５番（黒田和弘君）** それではちょっとお聞きをしたいというふうに思いますが、今、提案理由にそれぞれありましており、地域主権改革一括法によるという、こういうこと

での条例だと思いますが、総論で言ってみれば、地域のことは地域で住む住民が責任を持って決めることができる時代になってきたというのが具体化してきたこの条例の内容でないかなというふうに思うのです。

それで、ちょっとお聞きをしたいのですが、結構専門用語というか、各見出しの文言を見ると、わかるようなわからないような文言がたくさんあるものですからちょっと聞きたいのですが、現在、村で各種の介護サービス、あるいはまた介護予防サービス、さらにはポロシリ福祉会の施設、10施設があると思いますが、この村の現状ですね。

これについて、今までは国の基準に基づいてそれぞれ設置運営してきたというふうに思うのですが、本条例にそういった各見出しがある文言と、ただいま申し上げました村の現状のサービス、施設等の関連というのかな、その辺がどうも勉強不足というか、わかりませんので、村の現状と、そういった、今回、条例を定めようとする見出しの関係ですね。その関係についてわかりやすく教えていただきたいなというふうに思うのですが。

まず、1点お願いをいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 今回、条例改正するものにつきましては、3条例とも地域密着型のサービスという形が頭の方に付いてございます。

この地域密着型等サービスといいますのは、単純に申しまして、中札内村の人だけが利用できるサービス。特別なことがない限り、中札内の人しか利用できませんと。中札内が承認しない限りは、ほかの町村から的人が入ってきてそのサービスを利用できるというものはないという、そういう地域密着型のサービスの前提になってございます。

それで、今回、この地域密着型のサービスにつきましては、中札内におきましては、2番目の条例の中にごございます、12ページの第8条地域密着型サービスに該当する認知症対象共同生活介護。このものだけが対象になってございます。

ですので、梅花荘がこれにあたります。

ここの部分の基準につきましては、厚生労働省でそのような基準をもとに、梅花荘が設置されてございますので、この条例と整備されても現状と何ら変わらないという形になってございます。

今回の条例については、一つだけしか該当ございません。

ただ、今後、将来的に渡りまして、他の事業所がこういういろんなサービスに対して行いたいと来たときに対しての基準を設けているということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** わかりました。

かなり見出し濃いものですから、うちも、先ほど申し上げたとおり、ポロシリ福祉会でやっている事業、各サービスありますよね。

かなり関連性があるのかなというふうに思ったのですが、今の答弁では、12ページの第8条梅花荘のみということですよ。

それで、9ページの第2条の定員29人以下ということで、先ほどの説明ですと、村では行っていないというこういうことですが、どういったような施設が想定されていて、定員を29人以下ということで想定して決めていったのか。

まず、そこら辺を聞きたいのと、対象が1施設ということですから、あまりかかわり合いはないのかなと思うのですが、いろいろかかわり合いが出てくると思うのです。

そんなことで、先ほど説明あったとおり、本条例におきましては、各介護等々の基本方

針のみを規定をしておると。具体的な人員設備、運営基準については、第13条の規則に委任しようとしていると。

ちょっと見ますと、この基準が膨大な別表になろうかと思うのです。

それで、先ほど言っていましたように、国の法律に従って従うべき基準、あるいは標準的な基準と。

さらに、参酌すべき基準ということで、各自治体においては、この参酌すべき基準ということなのですね。

ここら辺については、先ほども言いましたとおり、今までは国一方的な基準に基づいてやっていたけども、これからの時代は、地域のことは、各論においては地域の住む者が責任を持って決めなさいということがこの本議会だと思うのです。

それで、パブリックコメントという制度もありますよね。

これなかなか、こういう問題というのはパブリックコメントを出しても、こうだあだという意見はほとんどないかと思うのですが、そういう基本的な考え方に立つと、意見がないとしても、地域の意見を聞くというかな、そういうものをやっぱり積極的にこういう制度を活かしていくことだとか、あるいはまた、この条例に関係する関係機関等々あると思うのです。

だからそういったものの意見というか、そういうものを聞きながら、いわゆる村全体が関心する中で、例えば、地域主権改革一括法による地域としてどういうこういう福祉の形がいいのかというものも、これから掘り下げていく時代に突入したのではないかというふうに思うのですが、そこら辺の関係、2点について再度伺いたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** まず1点目の29人以下の施設についてということのイメージでございます。

恵津美ハイツをイメージしていただくとよろしいのですが、恵津美ハイツは今50人の施設ですが、中札内の方も入所されていますし、そのほかほかの方も入所されてございます。

今回、規定するのは、地域密着型ということですので、中札内の人だけのための施設をつくったといたします。

その施設が地域密着型の施設としますと、それが29人以下のそういう施設の場合の基準という形に今回なっております。

そういう意味での文書でございます。

サービスについては、全く恵津美ハイツと同様のサービス、ただ規模が小さくて、中札内村の人間しか入れないというそういう施設になります。

次に、今回の改正の中でのパブリックコメントだとか、それから、規則を村自身で決めるというそういう時代になってきたのだなというところでございますけれども、実際、こういう施設につきましの基準や何かにつきましても、非常に専門的で、きちっと安全性がそれで担保できているのか。本当にそういうものが村の中の考えだけでやっていけるのかという大きな課題に直面してございます。

そんなことで、今回、これらのことにつきましては、南十勝の担当課長の中でも話し合い行われまして、こういうことにつきましては連携を取って、こういう形で今回の提案をさせていただきたいということで行っております。

それで、実際に、実は自由にできるかといいますと、今回説明しなかったのですが、

も、条例の冒頭のところに78条の4という項目に、その規定に従ってという形でなっております。

ここにつきましては、この規則の、例えば人員だとか規則については、この基準を使ってください。そして、この基準につきましては、標準として使ってくださいと。

参酌するという一番緩いものなのですが、そのものについては非常に少ない。計画の中でこの基準をつくる段階で、そういう割合がほとんどのものが標準、実際の村のもの、厚生労働省令そのまま使ってくださいという、そういう指導のもとになってございすので、村の判断でつくれるものではないという前提になってございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 現実問題、岡田課長言うのもわからないわけではないのですが、私としての基本的な考え方というのかな、条例で定めることになったけども、今の答弁では三つの基準の類型がありますけども、参酌すべき事項も国によらないとだめだなんていうそんな格好からいきますと、本当の地域の特性にあった考え方を踏襲する中でどうだという答え出ないと思うのです。

だから、制度的には、課長言うように従うべき基準、あるいはまた標準、参酌すべき基準ということで、これについては地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されると、こういうことですから、地域に住んでいる者が、ここについては決めることだということで、別表相当数、枚数、私も見ましたけども、今数少ないという話していましたが、相当数の項目の基準が掲載されているのです。

だから、なかなかこれは中札内村においてどうのこうのとなかなかいかないでしょうけども、やっぱりそういう視点というか、私は持つべきだと思いますし、先ほど申し上げましたとおり、パブリックコメントですか、これについて出してもほとんど意見はないと思います。

ただ、そういう時代に入ったわけですから、ぜひ住民も関心をそこで持ってもらうとか、あるいはまた、関係する機関というのは一番関心あることですよ。これからについてはそういう基準で建設をなささいということですから。

ぜひ、この条例においては、実態がこうだからという各論まで行かないですけども、これは福祉ですよ。

これからいろんな道路だとか下水だとかと出てきますけども、この後も恐らくは一括法もいろんな形で地方自治体に下りてくるというふうに思うのです。

ですから、これを契機に、ぜひ、はじめだからなかなか取り込みできないと思うのですが、地域に住む者が地域で決めていくと。そういう意識改革をする中で、ぜひ、大変でしょうけども、うちの村に合った、行政ですね、ぜひ進めていくべきでないかというふうに思いますので、その辺の見解をいただいて、私の質問としたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見というふうに解釈をしますが、それに対する答弁ありますか。

火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 個別の案件ではお答えしません。

基本的な考え方だと思いますので。

基本的におっしゃっていることは、まさにそういう方向で行くべきだと思います。

ただ、ものによっては、それが安全性なり居住者の快適性を守る意味で、なかなかそこ

からはみ出れないもの。逆に言うと、それは設備を、例えば、居室を広くしたりだとか、廊下の基準を広くしたりだとか、そういうことは可能だと思います。

今回の案件については、基本的にはサービスを受ける側にも影響しますが、基本的にはやっぱり事業者、それをやろうとする側の制限でございまして、今おっしゃっていただいていることについては、パブリックをどこまで取れるかという問題もあるのですが、基本的な考え方として、地域が主体性を持って行政運営していくというその分権の精神については、これまでも執行方針等でも述べさせていただいていますように、そこは原則だと思っていますから、そこは基本に据えて進めていきたいというふうに思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 3回の質問ですので、次の方の質問をお受けしたいと思います。

そのほかに質問ございませんか。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第5号 中札内村道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

◎日程第19 議案第6号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第20 議案第7号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第21 議案第8号 中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第18、議案第5号、中札内村道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、日程第19、議案第6号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第7号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第8号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括して議題にします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地域主権改革一括法の公布を受けて、村の管理する村道の構造の技術的基準、村営住宅等の整備基準及び福島復興再生特別措置法の制定に伴い、居住制限者に対し、入居者資格の特例措置を講じるための規定、水道布設工事監督者の資格等に関する基準、並びに公共下水道の構造の技術上の基準等をそれぞれ定めるため、条例を制定及び改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは、補足説明を長澤施設課長。

○施設課長(長澤則明君) それでは、補足説明をいたします。

地域主権一括法の交付により、これまで政省令で全国一律に定められていた道路の構造の技術的基準、公営住宅等の整備基準、公共下水道の施設に関する構造及び終末処理施設の維持に関する基準が条例で委任されることに伴い、国土交通省令で定めるそれぞれの基準に準じて条例の制定を改正するものでございます。

それでは、改正内容等についてご説明をさせていただきます。

黒ナンバー8番、議案の19ページをお開きいただき、議案関係資料19番をご用意願います。

まず、中札内村道路の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明いたします。

村道の新設または改築する場合の道路の構造の技術的基準を、第5条から第44条にか



けて、国土交通省令に定めていた基準を参酌して作成しております。

また、45条に村道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法は、規則で定めるとして、議案関係資料、お手元の19番の中札内村道路の構造の技術基準等を定める条例施行規則第14条で別表のとおりと定めるとしてありますので、その中で謳っております。

以上、道路構造の記述についての説明でございます。

続いて、34ページをお開きください。

中札内村営住宅管理条例の改正についてご説明いたします。

村が整備する村営住宅等の整備基準につきましても、国土交通省令で定めていた基準に従い、中札内村村営住宅管理条例中、第1章の2、村営住宅の整備基準第3条の2から第3条の17にそれぞれの基準を定め、追加しております。

また、併せて、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、居住制限者に対して入居資格の特例措置を講じる必要があるため、第6条中、被災者等の次に、及び福島復興再生特別措置法第20条第1項の規定する居住制限者を加え、改正しております。

続きまして、38ページをお開きください。

中札内村水道事業給水条例の改正について説明いたします。

水道技術管理者、水道布設工事管理者の資格は、民間、地方公共団体を通じて、政省令により規制されておりますが、地方公共団体の職員については、地域の実情に応じて、条例に定めることとされたため、水道法施行例を準用して、学歴ごとに定められている実務経験年数を定め、中札内村水道事業給水条例第6章を7章に改め、第5章の次に第6章、布設工事管理者の配置及び資格基準並びに、水道技術管理者の資格基準を第37条から第39条に定め、追加するものです。

次に、42ページをお開きください。

中札内村公共下水道条例の改正についてご説明いたします。

公共下水道の施設に関する構造及び終末処理の維持に関する基準につきましても、これまで国土交通省令で定められた基準に従い、中札内村公共下水道条例中、第4章を5章に改め、第4章、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準。

第30条から第34条に定め、第30条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術基準を。

第31条に排水施設の構造の基準を。

第32条に処理施設の構造の基準を。

第34条に終末処理場の維持に関する基準を追加し、改正するものです。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明は終わりました。

質疑は休憩の後、受けたいと思います。

暫時休憩をしたいと思います。

15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

**○議長（高橋和雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

それでは、提案説明が終わりましたので、これから4件を一括して質疑を行います。

質疑を求めます。

質疑はございませんか。

5 番黒田議員。

**○5 番（黒田和弘君）** 本条例 3 件につきましても、地域主権改革一括法による本条例の制定と、こういうことです。

私の言いたいのは、先ほど言った意見と同じわけですが、執行方針の中でも、村長として本格的な地域主権が始まったと、こういうことで捉えておりますし、法律の趣旨につきましても、先ほども申し上げましたが、地域のことは地域に住む住民が決めることだと、こういうことの具体的なことでの条例を定めなければならないと、こういうことになっているわけで、ぜひ、現実問題は、今の段階では国に準じるということしかないのかなというふうに思うのですが、視点としては、先ほども言ったとおり、パブリックコメント出しても意見はほとんどないというふうに思いますが、出すことによって住民の関心をそういう地域主権ということを持っていただくと。

さらには、意見を聞くということで、関係する機関等の意見を聞くのも大事だというふうに思います。

そういうものも含めて、村長としてまとめて今後の条例改正だとか基準の改正とかという段階が手順ではなかろうかなというふうに思っていますので、ぜひ、そういう視点を持って、先ほどと同じですけども、捉えていただきたいなというふうに思いますが、その辺の再度方向性と、もう 1 点は、道路の構造の技術的基準等定める条例等々があるわけですが、本村の実態というのですか、実情に合わない不合理的な部分というのはないよということで提案されているというふうに思うのですが、再度確認したいのは、そういう不合理的な部分はうちの実態からしてないのかどうか。

その辺だけを確認をしておきたいなというふうに思います。

以上、2 点よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 再度、先ほどの議案と、また、今回、考え方についてご質問ありました。ご質問というか意見踏まえてどうかということかと思えます。

基本的には、先ほど副村長から答えさせていただいたとおりでございます。

ただ、今回ののは技術的な裏付けも含めて、なかなかその余地があるのかどうなのか。

あるいは、いわゆる事業者、具体的なそういう動きや何かのときにどうやるかということも含めてあるのかなというふうに思ってお聞きしていました。

否定するものではありませんし、そういった今後非常にそういうことが必要なそういった条例改正も出てくる可能性十分ありますので、そういったご意見に沿った形で、ケースバイケースで判断しながら、できるだけそういった意味で地域に、実態に合った、ご意見をいただいた、全てがそうなるかどうかというのはちょっと横に行きますけど、いわゆる国からいただくような事業については、やはりそこで国基準にどうなのかということも、現実そういうことがあるということもご存じかなと思います。

そういった意味では、いろんなケース考えられますので、いわゆる案件ごと、判断をしていきたいと、こういうふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 長澤施設課長。

**○施設課長（長澤則明君）** 本村の道路に、この構造基準が、実態が合うのかどうかということですけども、これまで道路構造基準ということで、道路をつくるときには、それぞ

れの道路の設計基準、1日の通る台数だとかそういうものを見ながら、道路の幅員だとか、歩道だとか、白線の線だとかの数等を決めております。

実際にはうちの道路、基準等に見ると1日の台数等は少ないところもございますけども、国で定められている道路についての設計基準に合わせて、こういうことを定めなさいということなものですから、村道につきましても、その基準の通りということで、このように定めているところでございます。

今後、道路の新設等について、なってくるときはこの中で見て整備していくこともありますけども、実際にはトンネル等も謳っておりますけども、そういう村内の場合には、トンネル等もございませんけども、国で定められているものを参酌してということで、このようにしているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

## **◎日程第22 議案第9号 中札内村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第22、議案第9号、中札内村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において昨年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布されました。

特別措置法を受け、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された時には、本村に新型インフルエンザ等対策本部を設置することとなっており、設置にあたり事前に特別措置法に準じて、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務付けされていることから、制定しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を岡田福祉課長、お願いをいたします。

**○福祉課長（岡田好之君）** それでは補足説明をさせていただきます。

はじめに、国において、新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症対策のために、新型インフルエンザ等対策特別措置法が交付され、特別措置法第37条において準用する法第26条の規定において、市町村対策本部について、条例への委任が定められております。

今後、5月以降にこの特別措置法の法律が施行をされ、その後、国において行動計画が策定されることになってございます。

それに基づきまして、市町村も行動計画が作成され、それに基づきまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がもし発生された場合に、国、都道府県、市町村が一体となって

対策が講じられるという、そういう形のものでございます。

それに至っての準備ということでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

黒ナンバー８番、議案４６ページをお開きください。

第１条は、条例の目的でありまして、特別措置法に基づいて、対策本部に関しての必要な事項を定めるとしてございます。

第２条は、組織についてでありまして、本部長、副本部長、本部員の配置と役割を規定してございます。

第３条は、会議の招集で、第４条は必要に応じて部を設置し、部長と部員を置くことができることと定めてございます。

第５条は、対策本部に関して必要な事項は本部長が定めるとしてございます。

最後に附則ですが、この条例は特別措置法の施行の日から施行するとなっております。

以上で補足説明は終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第９号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

５番黒田議員。

**○５番（黒田和弘君）** 提案の内容についてはわかりました。

それと法律については５月以降に交付されると。

それに合わせて国が行動計画を立てるという説明がございました。

市町村においては、この特別対策措置法の第８条の中で作成するのだよということになっているわけですが、５月に交付されるということになれば、それ以降については緊急宣言が出たら、それぞれこれに基づいて対応しなければならないということなのですが、その市町村行動計画の作成の日程というのですか、工程というのですか、本村の場合、どういうふうに段取りして、村長だけでなく、いろんな関係機関と相談しながら決めていくということで時間もかかると思うのですが、今の段階でどんなふうなことを考えているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 今後のスケジュールでございますけれども、法律が施行され、ちょっと施行日がまだ未定でちょっと遅れてはございますけれども、法律が施行されます。

それに基づきまして、政府の行動計画が策定されます。

それに基づきまして、今度は都道府県が行動計画を策定いたします。

その都道府県の行動計画をできてから市町村の行動計画が策定されるというそういう手順になってございます。

その策定につきましては、平成２１年のときに一度インフルエンザ対策のところでの村としての行動計画を策定した経過もございますので、その実情や何かもわかってございますので、道の方の行動計画ができればスムーズに行動計画は策定できるものと考えてございます。

**○議長（高橋和雄君）** ５番黒田議員。

**○５番（黒田和弘君）** それでは、市町村においては、時期的にいつごろまでつくっていくのかということを聞いているわけですが、何かほかのところを見ると、もうすでに行動計画が出ている。できている町村ですか。多々あるのですけれども、そんなことを含め

て、どの時期ぐらいにできるのかなと。

言ってみれば、5月以降に交付されるわけですから、その後、緊急宣言が出たら本部を開いて云々と言っても、そういう行動計画がなければ、どうしていくのかということ出ないわけですから、そうこう1年後ぐらいに出ないと思うからやっていくわということじゃなくて、そんな視点が大切かなというふうに思いますので、もう一度その辺の各論について、答えをいただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 都道府県での策定計画ができ次第、速やかに町村の方の策定ができるものと思っております。

ですので、具体的に道の策定がいつできるのかというのは、ちょっとまだ不明でございますので、道ができましたら速やかに中札内村も行動計画はできるものと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

そのほか。

4番笠松議員。

**○4番（笠松直君）** ちょっと基本的なことなのですが、本部長というのはどなたになって、誰がその本部長を任命するのか、ちょっと教えてください。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 本部長につきましては村長という形でのものになってございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

4番笠松議員。

**○4番（笠松直君）** この対策本部というものは、どこまでの仕事をするのか、ちょっとここではよくわからないのですが、生産者や何かに被害が出た場合、よくありますよね、その被害の補償をどうするかとか。

そういうことまでこの対策本部は踏み込むものなのかどうか、教えてください。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 今回の、例えば、非常に全国的な大きなインフルエンザ等の蔓延する形になります。

その大きな基本的なのは国において。その国は首相が本部長となってやります。

都道府県は知事がなっております。

そして市町村がなります。

そこで、それぞれの役割があって、そこでのものになりますけれども、今のような補償の部分については、町村以外のところでの判断になるものと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

ないようですので質問を終わりますがよろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第10号 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第23、議案第10号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場の採草地として、ポロシリ福祉会から取得した土地について、近隣農業者に売買したことにより改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー16番、議案関係資料17ページをお開きください。

中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明いたします。

第2条、南札内牧場の面積変更であります。

採草地といたしまして、平成24年3月にポロシリ福祉会から取得いたしました農地3.75ヘクタールを売買したことから、167ヘクタールから163.25ヘクタールに変更しようとするものです。

取得から短期間の売買となりましたが、ポロシリ福祉会、社会福祉法人が基本財産を処分するにあたり、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営について、指導助言を行っている北海道と協議を行った際に、一般的な売買は好ましくないとされたことから、村が牧場用地として取得いたしました。

その後、地域の農業者及び農業委員会から取得などの申し出があり、大規模育成牧場の冬期間の飼料確保が十分できることから売買したものです。

なお、売買価格につきましては、村が取得した価格と同じ563万円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 10 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 10 号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 議案第 11 号 平成 24 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 25 議案第 12 号 平成 24 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第 26 議案第 13 号 平成 24 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 27 議案第 14 号 平成 24 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第 28 議案第 15 号 平成 24 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第 29 議案第 16 号 平成 24 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 24、議案第 11 号から日程第 29、議案第 16 号までの平成 24 年度中札内村各会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 9,552 万 2,000 円を追加し、総額を 41 億 6,529 万 6,000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 2,429 万 7,000 円を減額し、総額を 5 億 5,966 万 3,000 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 936 万 5,000 円を減額し、総額を 2 億 1,297 万 7,000 円に調整したものであります。



次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ33万9,000円を減額し、総額を5,525万7,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ24万3,000円を追加し、総額を1億3,512万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ22万1,000円を追加し、総額を1億4,363万3,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** 補足説明を申し上げます。

はじめに、村政執行状況報告にもありましたとおり、今回の補正予算では、国の緊急経済対策を受けて、財源の確保ができましたため、平成25年度に実施を予定していました六つの事業を前倒しして、繰越明許費として計上しております。

次に、職員給与を計上している各会計に共通する事項で、給与費のうち共済費の追加について説明をいたします。

黒ナンバー10番の一般会計補正予算書の後ろから2枚目、93ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分の上段、共済費の欄をご覧ください。

3段目の比較の欄で、339万3,000円の追加になっております。

これは基礎年金拠出金に係る公的負担率の、これは村の負担率の改正によるもので、平成24年4月にさかのぼって差額を負担するものでございます。

特別職及び介護保険、簡易水道、公共下水道特別会計についても同じく追加しております。

次に、給与費のうち時間外勤務手当についてですが、同じくこのページの表の中段、職員手当の内訳の左から3項目目の時間外勤務手当の欄をご覧ください。

比較の欄で、275万9,000円の減額となっておりますが、3月分までの支給を見込み、不要額を減額するものでございます。

次に、一般会計全般にかかわる事項で、燃料費の追加についてです。

各施設及び車両の燃料費につきまして、当初予算積算時の一昨年10月の単価に比べ、年間を通して高く推移したため、総額で480万円余りを追加するものでございます。

それでは、歳出の主なものから順に説明をさせていただきますが、歳出に係りのある特定財源について併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、説明欄上段の公共施設等整備基金積立336万4,000円の追加ですが、営農用水道使用料の財源余剰分を、将来の営農用水道施設整備に備えるため、積立しようとするものです。

次に、38ページをお開きください。

2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄中段の住宅用太陽光発電システム導入費補助金140万円の減額ですが、実績により5件分を減額するものです。

次に、39ページをご覧ください。

4目開発振興費、説明欄の一番下、企業立地促進補助金217万円の減額ですが、固定資産税課税額及び課税免除額の確定により、奨励金を減額するものです。

次に、44ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄下段の社会福祉協議会補助金122万7,000円の減額ですが、補助実績見込みにより減額するものです。

その下段、ポロシリ福祉会運営助成補助金233万円の追加ですが、ヘルプサービス事業及びデイサービス事業の収入減により、補助金を増額するものです。

その下段、デイサービス車両購入助成補助金250万円の減額ですが、ポロシリ福祉会が更新を予定していましたデイサービスバスについて、24年度の日本財団の助成を受けることができなくなり、さらに1年繰り延べすることによるものでございます。

その下段、繰出金の保険基盤安定102万円の追加ですが、軽減分に係る負担金の確定によるものです。

次に、48ページをお開きください。

4目障害者福祉費、説明欄下段、扶助費の自立支援医療費145万円の追加ですが、人工透析を行っている対象者が生活保護受給となったことによるものです。

その下段、介護給付費260万4,000円の追加ですが、介護給付の対象者の変更及び新規対象者の増によるものです。

次に、49ページをご覧ください。

6目社会福祉医療費、説明欄の重度心身障がい者医療費113万9,000円の減額ですが、医療費の減少が見込めるもので、特定財源欄で道の重度心身障害者医療費補助金、医療費分についても減額しております。

このページの説明欄一番下から50ページにかけての乳幼児医療費109万3,000円の追加については、医療費の増加によるものです。

次に、51ページをご覧ください。

9目後期高齢者医療費、説明欄の医療給付費負担金1,092万3,000円の減額ですが、前年度に概算で納入しました負担金の確定によるものです。

次に、54ページをお開きください。

2項児童福祉費、3目保育所費、説明欄上段、保育所建設工事3,840万円の減額ですが、本年度の事業費の確定によるもので、特定財源の保育所建設事業債及び公共施設等整備基金繰入金についても、それぞれ減額しております。

次に、57ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄下段の妊婦健康診査委託110万1,000円の減額ですが、母子手帳発行者数が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、58ページをお開きください。

5目予防費、説明欄中段、委託料の子宮頸がん等ワクチン接種業務委託203万8,000円の減額ですが、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、肺炎球菌23価ワクチン接種が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、60ページをお開きください。

7目合併浄化槽事業費、説明欄の合併浄化槽設置補助金168万円の減額ですが、設置基数が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、61ページをご覧ください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働対策費、説明欄の一番下、新卒者就労支援賃金131万8,000円の減額ですが、応募者がいなかったことにより減額するものです。

次に、64ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄の農業担い手育成センター交付金150万円の減額ですが、農業体験実習生の受け入れが少なかったことにより、事業費が減少したことによるものです。

次に、65ページをご覧ください。

4目土地改良事業費、説明欄下段、暗渠排水工事4,200万円の追加は、農業体質強化基盤整備推進事業により、暗渠排水を整備するもので、特定財源欄で国の補助金を同額追加しております。

予算は25年度に繰越いたします。

次に、その下段から66ページにかけまして、道営農道整備特別対策事業十勝中部2地区負担金180万円の減額ですが、事業費確定によるものです。

特定財源の十勝中部2地区道路事業債についても160万円を減額しております。

次に、66ページ、説明欄上段の道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金その2、1,868万円の追加ですが、客土、除礫、暗渠排水、区画整理を行うもので、65ページの特定財源欄、下から2段目、道の食糧供給基盤強化特別対策事業補助金を583万7,000円。

戻りまして、66ページの特定財源欄の2段目、道営担い手畑総整備事業債を580万円、一番下の道営事業受益者負担金、札内川左岸地区その2を700万5,000円追加しております。

予算は25年度に繰越いたします。

67ページをご覧ください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄の牧場管理委託1,135万5,000円の減額ですが、人件費の減少と飼養頭数の減少に伴うものです。

その下段、牧場牛舎屋根復旧工事198万5,000円の追加ですが、執行状況で報告いたしましたとおり、地震により被害を受けた屋根の復旧工事を行うもので、予算は25年度に繰越いたします。

その下段、牧場用備品413万2,000円の減額ですが、中古のトラクター2台の購入の執行残を減額するものです。

69ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄下段の中小企業者事業資金利子補給補助金104万8,000円の減額ですが、利子補給対象者及び対象金額が見込みより減少したことによるものです。

次に、71ページをお開きください。

4目道の駅関連施設管理費、説明欄中段の受変電設備設置工事750万円の追加ですが、道の駅の受電容量が50キロワットを超え、電力使用ピーク時にダウンする可能性が高くなったため設置するもので、予算は25年度に繰越いたします。

72ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、2目公園管理費、説明欄一番下の廃棄物処理処分委託318万1,000円の減額ですが、公園等の支障木処理に伴う枝等の処分量が見込みより

少なかったことによるものです。

次に、74ページをお開きください。

2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄の道路改良舗装工事101万5,000円の減額ですが、事業費の確定によるものです。

その下段、橋梁補修工事2,000万円の追加ですが、橋梁長寿命化計画に基づき、元札内橋と東戸蔭大橋の伸縮装置取替等工事を行うもので、特定財源欄は、前のページの国の社会資本整備総合交付金を1,300万円。

戻りまして、74ページ2段目の橋梁補修工事業債700万円を追加しております。

予算は25年度に繰越いたします。

次にその下段、道路改良舗装工事その2、7,088万円の追加ですが、継続事業であります元大正共栄34号道路の整備を行うもので、特定財源は国の補正予算で今回限りとして創設されました地域の元金臨時交付金5,327万円を追加しております。

これも予算は25年度に繰越いたします。

次に、3項河川費、1目河川総務費、説明欄の修繕料100万円の減額ですが、更別川の落差工の簡易修繕を行う予定でありましたが、現在、河川の管理を北海道に移管する協議を進めており、施工方法の適否について協議が整っていないことから、修繕を見送ったものです。

その下段、機械借上料114万9,000円の減額ですが、明渠の床ざらいで発生したぼさの量が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、75ページをご覧ください。

4項地籍整備費の説明欄、地籍図異動修正委託122万8,000円の減額ですが、事業費の確定によるものです。

次に、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄一番下の負担金補助及び交付金240万円の減額ですが、次のページの説明欄上段、定住促進補助金で定住促進奨励金、勤労者民間賃貸住宅家賃補助金、中札内スタイル推進奨励金の減少及び件数の減によるものです。

次に、77ページをご覧ください。

4目公営住宅建設費、説明欄の公営住宅等長寿命化計画策定委託202万5,000円の減額と、その下段の公営住宅建設工事844万円の減額、さらにその下段の公営住宅解体工事136万1,000円の減額ですが、いずれも事業費の確定によるもので、特定財源についても国の社会資本整備総合交付金を174万6,000円、公営住宅建設事業債を700万円減額しております。

次にその下段、公営住宅建設工事その2、8,058万円の追加ですが、ときわの団地1棟4戸を建設するもので、特定財源として社会資本整備総合交付金を2,995万円、公営住宅建設事業債を3,640万円追加しております。

予算は25年度に繰越いたします。

次に、79ページをお開きください。

9款消防費の南十勝消防事務組合負担金213万6,000円の減額ですが、負担金額の確定によるものです。

次に、2目災害対策費、説明欄の印刷製本費103万3,000円の減額ですが、ハザードマップの基礎資料である帯広開発建設部のデータに変更がなく、既存データを活用できることとなったことから、印刷費が安価となり減額するものでございます。

次に、81ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄上段の永井明奨学金貸付金142万円の減額ですが、貸付実績が見込みよりも減少したことによるもので、特定財源の永井明奨学金基金繰入金についても同額を減額しております。

次に、86ページをお開きください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄の中札内中学校大規模改修基本設計委託120万8,000円の減額ですが、事業費の確定によるものです。

次に、88ページをお開きください。

5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄中段の社会教育施設工事8,950万円の追加ですが、公民館の改修及び耐震工事を行うもので、特定財源として社会資本整備総合交付金を949万5,000円追加しております。

予算は25年度に繰越いたします。

次に、89ページをご覧ください。

3目社会教育振興費、説明欄下段、文化振興奨励事業補助金286万6,000円の減額ですが、北の大地ビエンナーレ事業費及びアミューズ・シアター事業費、文化振興奨励事業補助金の確定によるものです。

次に、91ページをお開きください。

13款諸支出金、特別会計繰出金ですが、国民健康保険、後期高齢者医療、公共下水道の3会計総額で328万6,000円を減額しております。

次に、戻っていただきまして、12ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税で、村民税の個人村民税現年課税分909万4,000円の追加は、課税額の増加によるものです。

次に、固定資産税の現年課税分896万2,000円の減額は、評価替えにおける物価上昇率を高く見ていたことによるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

6款地方消費税交付金825万円の追加ですが、24年度交付金の確定によるものです。

次に、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の常設保育所負担金129万円の減額ですが、入所者の収入減によるものです。

次に、15ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、1節村営住宅使用料578万5,000円の追加ですが、ときわの団地の増及び入退去に伴う増加等によるものです。

次に、16ページをお開きください。

2項手数料、2目民生手数料、2節居宅介護サービス計画手数料122万7,000円の追加ですが、利用者の増加に伴い、介護計画の作成が増えたことによるものです。

次に、21ページをお開きください。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、5節造林事業補助金205万9,000円の追加ですが、当初、来年度に予定していた地拵えの補助申請を今年度行ったことによるものです。

次に、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

第2表継続費補正ですが、中札内保育所建設事業の事業費確定により、24年度の事業費を、一番右の列になります。2億6,332万2,000円に減額し、25年度の事業費を1億5,426万3,000円に増額し、合計4億3,100万円を4億1,758

万5,000円に減額するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

第3表繰越明許費の追加ですが、先ほど歳出でご説明いたしました8事業について繰越明許費を設定しようとするものです。

次に、8ページをご覧ください。

第4表債務負担行為補正で、変更するものとして、戸籍事務システム導入委託の事業費確定に伴い、限度額を4,567万5,000円から4,147万5,000円に変更しようとするものです。

次に、9ページをお開きください。

第5表地方債補正ですが、追加するものとして、公営住宅建設事業その2が3,640万円、橋りょう補修工事事業が700万円、道営担い手畑総整備事業が580万円に限度額を設定するほか、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。

変更するものとしまして、中札内保育所建設事業は、1億4,880万円を1億2,900万円に。

地方道路等整備事業は、1,570万円を1,410万円に。

公営住宅建設事業費は、7,370万円を6,670万円に、それぞれ限度額を変更しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 続いて、山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 黒ナンバー11番、国民健康保険特別会計補正予算書の12ページをお開きください。

最初に歳出です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、説明欄の療養給付費1,756万6,000円の減額。

その下、13ページ上段、説明欄、退職被保険者等療養給付費405万1,000円の減額。

その下の説明欄、一般被保険者に係る療養費102万9,000円の減額。

その下、一般被保険者に係る高額療養費448万6,000円の減額ですが、これは一般被保険者及び退職被保険者に係る入院通院等の医療費等が、当初見込んだよりも減少する見込みでありますことから、減額しようとするものであります。

次に、15ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金107万9,000円の減額。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金222万1,000円の追加ですが、これは全道及び本村の過去3年間のそれぞれの対象となる医療費の総額をもとに算出されたものであり、それぞれその拠出額が確定したことから、減額、追加それぞれするものであります。

次に、17ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、説明欄の精算返還金210万5,000円の追加ですが、これは国庫支出金の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、道支出金の財政調整交付金が調整率の当時の指示誤りにより、平成18年度から21年度分が再計算され、返還することになったものであります。

次に、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税です。

1 目一般被保険者分については、直近の調停額により現年課税分、滞納繰越分それぞれ減額、追加をし、合わせて205万6,000円を減額。

2 目退職被保険者等国民健康保険税については、現年分、滞納繰越分どちらも直近の調停額により118万1,000円を追加するものであります。

次に、7 ページです。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金1,548万5,000円の減額ですが、これは対象経費である一般被保険者の医療費等が減少したことによるものであります。

次に、その下段、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、説明欄の普通調整交付金307万3,000円の減額については、交付決定したことによる通知に基づき減額したものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金1,252万4,000円の追加については、これも交付決定通知に基づくものであります。

次に、9 ページ、6 款共同事業交付金、説明欄の保険財政共同安定化事業交付金1,240万5,000円の減額については、対象となる医療費等の減少によるものであります。

次に、8 款繰入金、1 目一般会計繰入金、説明欄中段の保健基盤安定繰入金軽減分102万円の追加は、額の確定によるものであります。

次に、10 ページをお開きください。

中段の9 款繰越金につきましては、23 年度決算額の確定により、328万円を追加し、その上段の2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、説明欄の国保基金繰入金については、1,089万5,000円を減額し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー13、後期高齢者医療特別会計補正予算です。

6 ページをお開きください。

歳入の1 款後期高齢者医療保険料ですが、年金管理の特別徴収保険料及び普通徴収保険料については、編入等異動に伴い、合わせて36万円を追加しようとするものであります。

次に、2 款繰入金、1 目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金97万7,000円の減額ですが、広域連合事務費負担の確定及び財源調整、中段の保険基盤安定繰入金10万2,000円の減額は、保険料の軽減措置額の減少によるものであり、3 款繰越金52万5,000円の追加については、23 年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、8 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、下段の2 項徴収費については、執行残に伴う減額で、9 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄上段の事務費等負担金30万4,000円の減額は、広域連合に対する負担額の確定によるもので、その下段、保険料負担金34万5,000円の追加は、先ほど、歳入で説明をさせていただきました保険料と保険基盤安定繰入金の合計額が追加となったことから、広域連合への納付金を追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** それでは、介護保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー12番、介護保険特別会計補正予算書をご用意ください。

それでは、歳出から説明させていただきます。

10ページをお開きください。

下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金で692万8,000円の減額となっておりますが、その内訳は、居宅介護サービス等給付費で、訪問介護などの利用は伸びておりますが、認知症グループホームの利用減やショートステイの利用減により、411万円の減額となっております。

介護予防サービスでは、主に通所介護の利用減により、123万2,000円の減となっております。

施設介護サービス給付費についても、老人福祉施設、老人保健福祉施設の利用の伸びが想定以下だったことにより、158万6,000円の減となっております。

11ページをご覧ください。

下段の2項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金51万8,000円の減額は給付費の減によるものでございます。

12ページをお開きください。

下段にあります3項高額医療合算介護サービス等諸費、1目介護医療合算介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金62万4,000円の減額は、対象者が現在までいないことによるものの減でございます。

13ページ下段の4項の特定入所者介護サービス等諸費、1目特定入所者介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金40万6,000円の減額は、利用見込みの減によるものでございます。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、6ページをお開きください。

中断にあります3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金171万1,000円の減額。

それと、7ページ上段にあります4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金395万8,000円の減額。

さらに下段の5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金355万6,000円の減額は、歳出で説明いたしました介護サービス等諸費等の減額により、国、道支払基金の負担割合に応じて減額するものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、長澤施設課長。

**○施設課長（長澤則明君）** それでは、簡易水道事業特別会計補正予算及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

はじめに、黒ナンバー14番簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意いたします。

6ページをお開きください。

歳入の主なものですが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金は、南札内浄水場、共同施設維持管理費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものです。

2款使用料及び手数料の水道使用料53万6,000円の減額は、使用水量の減少によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

1款簡易水道費、1目一般管理費、説明欄中段の27節公課費230万円の減額は、平成23年度簡易水道事業会計の工事請負等の金額が大きく、確定申告支払消費税が減額になったことによる減額でございます。

下段、簡易水道事業基金、25節積立金353万5,000円については、余剰金を将



来の水道施設大規模改修等に備え、簡易水道基金に積立するものです。

2目、19節負担金補助及び交付金50万円の減額は、使用水量減に伴い、十勝中部広域水道企業団からの受水量の減少による負担金の減額です。

その他の歳出の減額については、執行残によるものです。

続きまして、黒ナンバー15番、公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、7ページの歳出の減額については、執行残によるもので、次ページ8ページの2款浄化センター維持管理費、18節備品購入費32万円の追加は、水質試験器具、汚泥界面測定器の購入によるものです。

次に、戻りまして、6ページの歳入でございます。

2款使用料及び手数料の下水道使用料194万円の追加は、十勝製菓の工場の本格稼働に伴う使用水量が増加したことによるものでございます。

4款繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道使用料等の増加により、財源調整で196万1,000円を減額しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩をしたいと思います。

半まで休憩をさせていただきたいと思います。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

**○議長（高橋和雄君）** それでは、平成24年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して質疑を行います。

質疑は3回までですので、その辺を気を付けて質問をしていただければと思っております。

質疑を受け付けたいと思います。

質疑ありませんか。

6番男澤議員。

**○6番（男澤秋子君）** それでは、1、2点質問させていただきます。

77ページの公営住宅建設事業費で説明がありましたけれども、公営住宅の執行残で840万円ほどありますけれども、これは予算に対して執行残が大きかったかなという私の意見なのですが、それと同時に、今回、公営住宅建設工事として8,058万円の予算が載っておりますけれども、前回の公営住宅建設で1億4,000万円ほど予算としてはあったのですが、今回、8,058万円で建てられるのかどうか。というような不安が私の中にはあるので、そういったことの中身がどうしてこうなったのかということの理由をお聞かせください。

それとあと、88ページで、公民館の耐震改修工事が25年度繰越明許費で行う予定になっておりますけれども、これについて住民からの意見などを募集したと思います。

その中で、募集した意見がどういったものがあったのか。

そういったことについてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅の建設請負費の８４４万円の減額についての内容でございますけども、これにつきましては、建築主体工事で請負費残高が２９０万円ほど。機械設備工事で１１５万円ほど。電気で４４万円ほどの請負残となっております。

そのほかに当初、公営住宅敷地内の通路として整備を予定しており、その中で３５０万円ほど予定しておりましたけども、事業を実施する中で、計画の中で通路等は今回整備しないということで、その分も足して８４０万円の減額というふうになっております。

続きまして、２５年度に繰越予算で公営住宅を整備する８，０５８万円のものでございますけども、２４年度に整備した公営住宅については１棟８戸の公営住宅を整備しております。

２５年度に繰越で、この予算で整備するのは、１棟４戸の公営住宅を整備する予定でございますので、それにかかる費用として、２４年度の予算よりは低くなっているというところでございます。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 公民館の実施設計に当たりましては、上札内小学校地域の行政区の皆さん、それと、老人会の皆さん、それと、放課後児童クラブにかかわる保護者の皆さま方からの意見聴取ということで、公民館に集まりながらお聞きをしております。

その中で、意見が出された主な事項については、まず寒さ対策として、講堂が暖房機が上にある温風形式なものですから、会議等を行ったときに足もとが寒いということ。

あと、和室の研修室も窓からの冷却現象で寒いという意見がありました。

それ以外に、講堂の用途として、軽スポーツがもう少ししやすいように、床の改修についてを希望されておりました。

それと、学童保育の関係につきましては、専用の活動できる部屋をつくってほしいということです。

あと、そのほかに、２階の宿泊研修部門では、宿泊機能の充実ということで意見が出されております。

もう一つは、講堂で会議を行っていることで、寒いということと、会議の規模に合った広さではなくて閑散としているという意見もありましたので、これらの対応について、今回の設計に反映をしております。

講堂と研修室の暖房については、講堂については下から吹き出すような温風形式にして、足もとの暖房化を図るということ。

また、研修室については、窓の断熱補強ということで改修を行ってまいります。

放課後児童クラブについては、旧管理人住宅スペースを放課後児童クラブの専用活動室ということで、今回新たに部屋を改修いたします。

会議のスペースについては、２階の食堂について、可動式のスライディングドアで仕切りながら、食堂機能、そして、仕切ることによって研修ということで二つの用途を使えるように、今回改修を行っております。

あと、宿泊施設については、今、１２ベッドのあるところを８ベッドにして、ゆったりと、夜の寝ることと活動を含めて、そういったスペースを確保するゆとりを設けております。

そのほかに、宿泊の方は、指導者が寝泊まりする部屋を兼ねて、多目的のミーティングルームも設置をしているといった改修となっております。

そのほかにバリアフリー化ということで、手すりの設置、スロープの設置、多目的トイレの設置などの改修も併せて行っていくというところで、ほとんどの要望には対応できるような形で設計についてはまとめさせていただきました。

**○議長（高橋和雄君）** 6番男澤議員。

**○6番（男澤秋子君）** 公営住宅の建設の内容についてはわかりました。

予定されていた通路を設置しなかったということが大きいのかなというように理解いたしましたし、今年度というか25年度に建設する住宅にも、戸数が少ないということで、その金額も少ないのかなと思いますけれども、4戸少ないとはいえ、すごい金額が安いなと思ってしまいますけれども、ちょっとそういうような建設に対する認識というか、理解が不足している部分があって、ちょっとその内容が安くなったということに対してはいいのですけれども、それで十分なのかということもちょっと心配されますけれども、それは専門的なことの見地から、これでいいという予算になったのだというように理解いたします。

それで、次の公民館の建設に対しての意見はどうだったのかということを今お聞きしましたら、それらの意見に対して、それぞれその意見を反映して、それらを盛り込んだ改修内容になるということでは、それなりのことができていいなというように思います。

そこで、私としての提案なのですが、たまたま今回、北海道のちょうど道東ですとか中標津で猛吹雪によって住民が亡くなるというような災害がありましたけれども、そういった、公民館においては、たまたま避難場所というような指定な場所でもあるということから、私はその避難するときに、防災に対する備蓄品をあそこに置くスペースがあって、そこで備蓄しておく必要があるのではないかなというようにちょっと感じたのです。

例えば、災害が起きて、こちらの方の、中札内の消防の近くに防災倉庫がありまして、そこにはいろいろ備蓄されているものがあるかと思えますけれども、そういった災害が起きたり、そこまで運んでいかなければいけないときに、道路が吹雪で行けなくなるというような心配があるのではないかなというように感じたのですよね。

そういったときに、あそこにそういうような備蓄しておくスペースがあって、そこに備蓄されていれば、そこに避難してきた人たちが、そのものを利用して、あそこで避難生活ができるのではないかなという考えを私は今回の事故あった教訓を考えたときに、そのように思ったのですけれども、そういうような考え方についてはどのようにお考えになるか。

もしか考えがあればお願いしたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** 避難所、それから防災の食糧あるいは備品の備蓄ということで、私の方から説明させていただきますけれども、ご質問ありましたとおり、公民館は指定避難所施設に指定しております。

確かに先日の道内いくつかのところで吹雪で交通が遮断されたようなことになれば、道道、村道すべてが一時通行不能になるということは考えられなくもないのですけれども、距離は非常に短い、7、8キロメートルという距離ですので、吹雪においても時間をかければ除雪を行いながら、その除雪車の後を、食糧ですとか毛布などを積んだ車が通るということは可能かなと思いますので、今のところ防災倉庫以外にそういった食糧やら災害時に避難したときに必要な物資を備蓄するという考え方は持っていないわけです。

それは、特に食糧であれば、賞味期限が3年から5年ということで短くて、その辺の経費的なロスが発生するということも考えられるということですか、あと、スペース的に

はちょっと教育委員会と相談しておりませんけれども、それらを置くということなれば、また、現在策定を終えた計画を見直ししなければならないということもありますので、現実的にはちょっと厳しいかなと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 6番男澤議員。

**○6番（男澤秋子君）** 今説明ありましたけれども、今回の事故で本当にもう目の前で自宅があってもそこまでたどり着けなかった。それで死亡したということがありますし、上札内地区ですから、あそこから本当に自分の自宅まで行く間に何キロメートルという遠い、自分の自宅まで行くまでに遠い距離もあります。

そういったときに、自分の判断として、自分の家にたどり着くのがいいのか、それとも避難場所があるので、そこまで戻って避難をするのかということが選択されると思うのですよね。

そういったときに、やはり避難場所に戻って、そこで一夜を過ごすとなると、やはり不安もあると思うので、私は今回のこの災害を教訓に、そういうような備蓄を、毛布なり食糧なり、本当に1日2日、やっぱり除雪してある程度通れるまでの時間といったらそんなに長い日数とか時間を要するものではないと考えます。

それで、やはり一夜だけでもいいからその不安を解消できるだけの防災に対する備蓄品が備えてあればいいのではないかなというように思いましたので、そこら辺をもう一度検討していただければというように思っております。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** それでは、とりあえず何点かお聞きをしたいというふうに思います。

12ページの村税の個人、現年課税分909万4,000円の追加ということでございますが、先ほどの総務課長の話では、課税額が増えたから追加するのだと、ごく当たり前の話なのですが、中を見ますと、区分的には給与所得、あるいはまた、営業、農業所得、その他ということで、当初予算で分かれているかというふうに思いますが、当初見込みからして、どの辺の関係が要因があってこれだけの追加になったのかということを、まずお聞きをしたいと思います。

それから、14ページの公共施設利用料46万円の追加ということでございます。

当初、171万円ということだったというふうに思いますが、それから比べると結構、率にすると多い補正しているかなというふうに思いますが、予定していたよりどの部分が、この辺が非常に増えたというところがあれば、そんなことも教えていただきたいというふうに思います。

それから、23ページの教員住宅貸付収入でございます。

当初、302万6,000円の予算を見込んでおりましたが、49万2,000円の増ということで、確か空家も何件かあるかなというふうに思うのですが、どこら辺が、入居が増えてこういう形になったのか。

その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、47ページの社会福祉費の一般職の人件費、117万2,000円ということで大きく減額がされております。

恐らく1名でないかなというふうに思いますが、休職か、あるいはまた退職というよう

なことが生じてきたのかなということでの減額だというふうに思いますが、何月からの分なのか。

その後の補充というのはどういう形に対応しているのか。アルバイトなのか、ちょっとわからないですが、その辺の執行の体制について、併せてお聞きをしたいというふうに思います。

とりあえずもう1件ですが、54ページのへき地保育所費の賃金、保育士代替賃金ということで、当初予算から比べると約半分ぐらい減額しているわけですね。

その辺の理由なども聞かせていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 渡辺住民課課長補佐。

**○住民課課長補佐（渡部浩樹君）** 私の方から個人住民税の補正額について、ご説明させていただきます。

個人住民税の現年課税分につきましては、現在の調定額1億8,616万4,000円に対しまして、収納率はおよそ98.5%で見込み、909万4,000円を追加させていただいております。

今ご質問があった大きく追加となった主な理由ですが、平成24年度の当初予算計上額は、23年度のその時期の調停額に、その時点における農業所得者その他の所得者などの状況を加味し、推計しておりますが、23年度における調停額の中には、その年度において、特に税額が大きく伸びていた方が給与所得者で数名おられました。

その分を特殊要因として控除し、税額を推計したのですが、その控除額が多すぎたため、24年度当初予算計上において過小計上となったことによるものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** それでは、私の方から、54ページのへき地保育所の代替賃金の減について。

実はへき地保育所には、当初、未満児の方の入所が予定されておりました。

ところが、その方たちが、一人は解消され、一人は利用しなかったという、そういう形で、未満児ですとそこでまで先生を補充しなければいけない形だったのですけれども、その分が必要なくなったということでの減でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田教育次長。

**○教育次長（大和田貢一君）** 教員住宅使用料の増の関係ですけれども、当初予算では、まだ教職員の異動の確定がないものですから、全戸フル稼働の80%を歳入で見えています。

結果的に、期限付きの先生が2名入っていただいたり、空家に駐在所の、工事期間中、教員住宅に入居していただけたなどの増の要因もあったものですから、その額が結果的に増となったということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** まず、公共施設使用料の増の理由ですけれども、各施設、当初では前年度ぐらいまでの実績で見込んでいたのですけれども、一部減少しているところもあります。多くは当初よりも使用料が伸びているということで、具体的に言えば、保健センター、改善センター、カントリープラザ、文化創造センター、ファミリースポーツセンター、交流の杜がそれぞれ少しずつ増えていまして、公民館が若干減少ということで、合わせますと、46万円ほどの追加になったというものでございます。

それから、老人福祉費の人件費の減額につきましては、1名の一時休職者がいたものですから、その分の減額を今回したものでございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 1名の補充につきましては、当初は職員の中でそれぞれ分担していただきましたけれども、2月以降、新たな職員を採用いたしまして、4月から新たにその人に前倒しで来ていただいて助けていただいたという状況になってございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 臨時交付金が出たということで、前倒しで幾つかの事業を行うということだったのですが、その分として計上していた予算を、新年度、何か別な事業を行うことに使う予定なのかどうか、お聞きします。

○議長（高橋和雄君） 25年度計画していたものを前倒しにしたので。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 先ほど総務課長がご説明をさせていただいたように、いわゆるちょっとルールがありまして、なんでもかんでもということではないのです。

建設公債、いわゆる国の建設国債ですね。市町村では建設地方債ということで、これに充当する分ということで、事業の中で、そのルールに引っ掛かるものを先に持ってきました。

先ほど申し上げましたように、道路は1本新たに追加をさせていただきました。

それと、25年度の予算については、緊急あるいは継続事業については、当初で継続をさせていただいていますが、25年度は骨格予算でございますので、これはすべて予算を反映せずに、一部は財源も含めて留保をしております。

ですから、その分、臨時交付金等々についてはきちっと前倒しをして、1本は完全に道路の分、今回補正をさせていただいて、繰越明許でさせていただいた元大正共栄の道路については、これは26年、27年分に予定している分を繰り上げて持ってきております。

非常に難しかったのは、25年度の予算を組みながら24年度の補正予算の状況をにらんでというその国の補正予算のタイミングがちょっといづい部分もありますので、その辺はちょっと先を読みながらやっておりますけれども、来たお金をそのまま残したということではなくて、繰り上げてやっておりますし、一部は政策予算で留保をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か。

先ほど、男澤議員からもちっと話あった公民館の改修の関係ですが、執行状況報告の中で、パブリックコメントを1月にやっているということで出ていましたが、この件で意見としてあったのかということと、かなりの大規模改修になると思うのですよね。やるとしたら。

その間の公民館、学童とか合宿とかいろいろ利用状況あると思うのですが、それらの代替施設というのでしょうか、そこら辺の考え方はどういうふうに考えているのかということ。

あと42ページです。

参議院選挙、これ、数字的なものではないのですが、開票時間の関係で、今回やり方を変えて随分時間短縮したというふうにちょっと聞いています。

そこら辺、従来と比べてどのぐらい減ったのか。減らすのは非常に結構なことだと思いますけども、やり方いろいろ工夫しながらやっていると思います。

ここら辺について、どのぐらいの短縮になったのか。

管内的にも、音更町さんですか、いつもトップというか短い時間でやっているの、そこら辺の参考にしてやったのか。

今年、特にまた参議院選なんかもあるので、そこら辺どういう状況で短縮させたのかということと、あと、64ページ、農業担い手育成センター、150万円減額ということで、確か300万円ぐらいの予算ですかね。

なかなか農協の職員が兼務でやっているということで、結構手が回らない状況の中でやっているのかなというふうに思います。

実際、そういう専任職員置かない中で、かなり無理がかかっているのかなというふうに思いますので、150万円の減額ということに対してどのように考えているのか。

あるいは、専任職員、今後の対応になるのでしょうか、そこら辺どのように考えているのかということ。

あと、72ページの公園の管理費です。

この件について、公園の支障木等の関係、前回、私も一般質問させてもらいました。

先ほどの説明で、廃棄物処理の委託、これ、実績による減ということはわかりました。

ただ、その上の支障木の処理委託51万円減額になっているのですが、支障木の委託の減額の割には、立木処理の委託が減額になっていないのですけども。

当初予定をした木、伐採をした木もあるでしょうけども、いろいろ住民とのやりとりの中でかなり残した木があると思います。

今、ペンキで囲ってあるのがかなりありますけども、そういうことになると、単純に考えて、当初予定していない木を切ったというのもあるのでしょうか、残した木の方がずっと多いのかなというふうに単純に見ているのですけども、そうすると、実績としてもっと減額になってもいいのではないかなという単純なふうに思いますので、そこら辺の状況どういうふうになっているのかなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田教育次長。

**○教育次長（大和田貢一君）** まず、公民館のパブリックコメントの結果ですけれども、パブリックコメントでの意見はございませんでしたが、これは関心がないということでは捉えておりません。

事前に地域、関係機関との意見交換をしながら進めてきたことでありますので、そういった意味では、ないということは悲観的には考えておりません。

あと、工事中の利用の方針ですけれども、基本的には工事は開館をしながらやっていきたいというふうに考えています。

常時活動している学童の子どもたちは、今の住宅部分を先に改修することによって、固定的な場所が確保できるということ。

あと、夏の宿泊関係のピーク時には、2階部分については工事は行わないなどの工程管理をしながら、使う方に支障のないように進めていきたいなと思います。

万が一、どうしても使えないということも考えられますので、近隣、学校開放も含めて、そういった施設を利用しながら対応できればなということです。

現段階はそこまで細かくは詰めておりませんが、発注に向けて、よく公民館と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 衆議院選挙における開票の時間の短縮化についてです。

平成21年、前回の衆議院選挙のときは、小選挙区が約1時間30分ぐらい、比例が1時間50分ぐらいかかっておりました。

今回は、結果としまして、逆転しましたけれども、小選挙区が1時間で比例が50分という結果になりました。

小選挙区においては、前回比3分の2ぐらいの時間で終わっているということと、比例においては半分以下という時間になっています。

これまでも選挙開票時間の短縮化に向けまして、開票台を専用台にしたりですとか、いちごパックを使って開票台で区分するですとか、白布ではなくて、青い布にして投票用紙を見やすくするですとか工夫をしまいいりましたけれども、今回新たに行いましたのが、従来の開票を見ていまして、最も票の束が溜まるのが、開票台から計数機を通った後に、候補者あるいは政党別に表紙を付けて区分するということと、その区分した票の束を次の審査係で審査をしていくというところが最も時間のかかるところで溜まっていたので、ここを従来の1レーンから2レーンにすることによって、かなりの時間短縮が図れるだろうと考えまして、職員の配置も少し兼務にしたり工夫しながら、そこを2倍に増強することによって、今回のような大幅な時間短縮が図られたと思っております。

実は先月、総務課の自主企画研修会の中でも、開票時間の短縮化というのをテーマに、実証試験といいますか、やってみましたのが、従来、開票の区分台で、一人あるいは二人の職員が票の束を50束にするために、手で50を数えてから、さらに計数機の持って行ってかけるという二重のことをやっていたのですけれども、それを計数機に2回かけるという作業にして、手作業で数えることをやめることによって、1回のテストですので精度については何とも言えませんが、18%ぐらいのスピードアップになったということで、さらに、例えば1時間であれば50分を切るぐらいの時間にできるのかなと期待しておりますので、今年の参議院選挙のときには、そのような開票作業をやりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 農業担い手育成センターの関係ですけれども、これにつきましては、現在、農協の職員に事務局を担ってもらっています。

当初予算は先ほどおっしゃったように300万円です。

この300万円の内訳なのですが、事務局を担っている農協に対して、まず100万円という形で、残り200万円について、農業実習生の指導費に係る経費、家賃に係る経費、そのほか、農業後継者の収納支援に関する事務、花嫁対策に関する事務等を行っております。

今回減額になった大きな要因なのですが、農業実習生が平成24年度は3名でした。

この3名だったのですが、うち一人は早期リタイアいたしまして、実質は2名で、しかも2名とも畑作でありました。

ですから、予算的には農業実習生10名程度見ているのですが、平成24年度につきましては、この実習生に係る実習指導費の経費と家賃助成に係る経費、これが実際減額となった形でございます。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公園の支障木の処理委託費等の減額等についてでございます。



質問の中で、木の増減等があったことによって、委託費等がもっと減るのではないかと  
いうようなご質問だったかと思いますが、実際に処理していく中で、木の本数ではな  
くて、実際のかかる機械代等の機械の日数、種類等によって委託費等が決まっております。

実施した中の箇所等については変更はない中で、コミュニティ広場等については、ご存  
じのとおり、住民の方の意見等を聞いて、少し木の切る本数を減らしておりますけども、  
逆に興農区公園だとか興農区の教員住宅前だとか、そういうところについては、地域等の  
意見を聞きながら増やしているところもありますので、日数等については、機械の稼働日  
数等については変更はありません。

また、高所作業等による枝の払い等につきましても、懇談会等の中で、支障になる木の、  
ここもやってほしいという部分については追加してやっているというところでございます。

そういうことから委託料の変更等はしておりません。

また、処理費の方の、処分費の方の金額が残高が大きいということでございますけども、  
実際に伐採した木の枝と太い枝等は、廃棄物処理業者等との委託の中で処理しております  
けども、街路樹等の低木の細い枝等については、事業団と高齢者就労センター等に委託し  
て、それをうちの方でチップーということに切り替えまして、そのチップーによるチップ  
ですね。それを来年の公園等の肥料等で使うということで処理、処分費の方は大きく減額  
というふうになっております。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部産業課長。

**○産業課長（阿部雅行君）** 農業担い手育成センターの事務局の専任化なのですが、  
事務局の専任化につきましては、過去、専任化、嘱託職員を置いてやっておりました。

当時は農業実習生20名程度いたときでして、その対応等ありましたので、専任で行っ  
ていましたけども、近年におきましては、実習希望者も減ってきておりまして、農協の方  
に現在事務局を委任しているこの形をしばらくは継続していきたい考えでおります。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 今の担い手センター、専任職員というのは、多分予算の中でも出  
てくると思いますので、今回、そういうことでいいかと思います。

ただ、農業委員会の執行方針の中でも、このセンターの役割というのかな、かなり重要  
に見ている中で、やはり予算的にこのような減額ということになって非常にまずいという  
か、どういうことになっているのかなというふうに思いますので、やっぱり積極的な事業  
の展開をやってほしいなと思います。

それから、この公園の支障木の関係、これ、マイナス51万円と出ているけど、先ほど  
の話では変更なかったということだけど、そこら辺、この数字とどうなのかということ。

それと、選挙の関係、今詳しく説明あったのでわかりました。

ただ、早ければいいというものではないと思いますけども、スピーディーにやることは  
職員の健康管理の面でも大変結構なことだと思います。

ただ、20万人以上の都市、この間新聞に出ていたのですよね。20万人以上の都市で、  
特にいつもトップなのが長野県の小諸市というところかな。二十何万人のところは1時間  
弱、1時間を切ってずっと、毎回なのですよね。

全国の自治体もその視察というかな、調査なんかもしているみたいですけど。

そういうところも参考に、できるだけスピーディーにやるようなことを考えたらいいの  
かなと思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 支障木の51万円の減額でございます。

予算では1,001万6,000円を支障木の委託費として見させてもらっておりまして、森林組合の立木等の委託費に871万5,000円を契約いたしまして、そのほかの131万円等については、街路樹等の低木等の枝処理等を高齢者、いきがい事業団の方の作業の委託費として見ておりまして、その部分で先ほど述べた細い枝だとかの処理も含めて、枝払い等も含めて委託して、その残額が51万円ということで、この部分を減額しております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それではまた何点かお聞きをしたいと思います。

57ページの保健センター管理費、上段の方に修繕料48万円ということがあります。

3月の補正ということになりますと、基本的には確定による減とか増が多いだらうというふうに思うのですが、ここで48万円ということで何か機械かなにかいかれたのかちょっとわからないのですが、特段何か、今補正しなければならない修繕が何なのか、教えてくださいたいと思います。

さらに、その下の備品購入費26万1,000円とありますが、基本的には今申し上げた通りですが、3月になってなぜ備品を、見ていないものを特にまた、厳しい予算の中でまた見なければならぬのかということがちょっと疑義を感じますので、これは何の備品なのか、その辺の理由等について教えてくださいたいというふうに思います。

それから、75ページの上の方ですが、地籍整備費。

先ほどの総務課長の説明ですと、地籍図異動修正委託については、こういう事業確定によりということで、恐らくかなり当初予定していたより異動の数が少なかったのかな。

そんなことで大きく減額になったのではないかなというふうに私は推測しますが、その下の地籍測量図作成委託ということで、30万円減額ということで、ちょっと見てみますと、当初予算30万円組んでいるんですね。

全額減額かけているということは、地籍測量図、毎年分筆、合筆等々があれば異動に業者にかけていたと思うのですが、そこら辺、作成がないということは、どういうふうに、何か変化があるのではないかなというふうに思いますので、その辺の理由を教えてくださいたいというふうに思います。

それから、87ページの中段の社会教育総務費の一般職の人件費98万5,000円という減額でございます。

先ほど民生の方でもお聞きをしましたが、恐らく社会教育の担当の職員が休職か、あるいはまた退職ということでこの減額が出てきたというふうに思いますが、何月からそういう状況にしたのか。

その後の補充関係についての教育委員会の体制の関係については、どういう形で整理をしていこうとしているのか。

その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それと、国民健康保険特別会計の関係であります。通常からいきますと、収支バランスとってちょうどいい形ということが収支の予算なのですが、収入は堅く見て、保険給付費等については残りわずかですから、いろんな病気等々が発生したら困るということで、一般的に見ているよりも赤字が出ないような、多少大きな形で見込んでいると思うのです。

私が聞きたいのは、通常保険給付の状態であればこれぐらいだから、赤字が出たら困るからそれにオンさせて、恐らくいると思うのですね。

そんな状況からして、24年度の決算見込みというのですか、これについて想定はあまりつかないと思うのですが、私の言った想定からすると、大体何百万円とか何千万円とかという諸々が気持としてあるというふうに思いますので、そこら辺どんなような見通しを立てておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** まず、保健センターの修繕料48万円でございます。

実はこの48万円につきましては、停電のときに点く、天井に点きます非常用の電気。

これが非常用の電源の今年度修繕を行ったとき、全館停電にしました。

そのときに9カ所電気が点いていないところがあったものですので、それを今回修繕するものでございます。

それから、もう一つ、保健センター用の備品でございます。

この備品につきましては、既存の今の和室の西側に窓がございます。今回、非常に、保健センターというか、非常に寒いときでございましたので、暖房を相当入れてもかなり寒い時期がございました。

そんなことで、そういう寒さ対策に必要だろうということで、カーテン設置を、今回防寒対策としてカーテン設置をさせていただきたいということでの備品の購入でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 長澤施設課長。

**○施設課長（長澤則明君）** 地籍測量図の作成委託の30万円の減額でございます。

この部分につきましては、地図等に訂正があった、その年にあったときに、測量をかけて測量図を作成するという委託でございまして、その年度に地図等の変更の測量がない場合は、毎年減額させていただいておりまして、急遽の地図等の測量等が必要になった場合のときに予算を組ませていただいている予算でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** 社会教育総務費の一般職人件費の減額についてです。

これは1名の職員の懲戒処分にかかる給料の減額等によるものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田教育次長。

**○教育次長（大和田貢一君）** 社会教育に関する職員が急遽1名お休みに入ったということもありましたけれども、夏の大きな事業がすでに終わっていた時期ということもありましたので、それ以降については欠員のまま、教育委員会の情勢については運営をしてきているということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 国民健康保険特別会計の25年度への繰越財源どのぐらいになるのだというご質問だったかと思います。

議員も質問の中で言われていたとおり、今の時点で全てを見込むのはなかなか難しいところがあるのですが、補正予算の段階では残り2カ月分を想定して予算を組ませていただきました。

その中では、通常通り、前年ベースといいますか、これまでの月で支出してきた医療給付の額からすると、トータルすると大体1,000万円から1,500万円ぐらいというのが歳出ベースでの不用額で出るのではないかと。

ただ、これは高額な医療費が出ていけば、その分については全部食っていく話ですので、

歳出の分としては、今の段階では大体その程度かなというふうに見込んでおります。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 保健センターのいわゆる備品購入費、聞きますと、寒さ対策、西側にカーテンを張りたいということなのですが、今日、補正になって発注するのはいいのですが、だんだん暖かくなってきたのではないのでしょうかね。

そういうことで、今特に、今26万1,000円も備品購入という、ちょっと、もしそうであれば、もっと寒い12月なり事前な形で組むべきでなかったのかと。

言ってみれば、3月備品出てくるというのは特殊なのですが、そういうことであれば、これからいくと暖かくなるので、新年度予算の中で対応できたのではないのかなといううな、私は気がいたします。

それと、75ページの地籍測量図作成委託、私の考えちょっと間違っているのかな。

いわゆる地籍図の訂正ということですが、必ず分筆、合筆ということで、法務局の方から1年通じて、50件なのか100件なのか、異動になったら来ていますよね。

だから、それを恐らく現図を修正する委託だと思うのですが。

もし間違っていれば、また教えていただきたいと思います。

先ほどの理由からいくと、ちょっと理解できないというか、異動はなかった、異動というか訂正はなかったということなのですが、別のことでの地籍図の作成委託のことを言っているのかなと。ちょっとわかりませんので、再度聞きたいというふうに思います。

さらに、社会教育の人件費の関係ですが、何月からそういうような形で懲戒処分になった職員が、いつから辞められたのか。

ちょっとさっきお聞きをしたのですが答弁漏れでありますので、再度伺いたいというふうに思います。

3回目ですので、よろしくお願いします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 和室の西側の関係のカーテンでございます。

和室の利用の主なものというのは、事業があった場合、それから、葬儀があった場合のときに主なものでございます。

そんなことで、暖房を相当入れれば暖かくなるのですけれども、その暖房費のことも考えがまず一つ。

それから、葬儀や何かがあって、少しでも寒さを感じると、ちょっとこの部屋は問題があるのではないだろうかということで、これからも寒い日がまだあるかもしれないということもありまして、今回補正させていただきました。

そして、何よりも一番の理由は、今年度の寒さというのは異常気象というような形があり、今日はたまたま暖かいですがけれども、これからももしかすると寒い日が来るのではないということもありますので、住民の方に迷惑をできるだけかけないように、暖房対策ということでの設置をさせていただきました。

**○議長（高橋和雄君）** 長澤施設課長。

**○施設課長（長澤則明君）** 法務局等から来る分筆等の地籍の異動等については、その上にあります地籍図異動修正委託の方で行っております。

下の部分の30万円については、村にかかわる土地等の分筆等も行った場合に、それに伴う緊急的にそういうことがあったときに、測量図等を作成する場合の委託費ということ

で見ております。

この部分は、その修正が出た場合に、地籍が修正が出た場合に、そのために測量図を作成するというので、ここに予算を計上させてもらっているものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

**○総務課長（高桑浩君）** 先ほど1名の職員の懲戒処分による給与の減額と申し上げましたけれども、停職1カ月を10月から11月にかけて処分をしておりますので、その間の給料手当、それからさらに、期末勤勉手当にも反映されるということで、それらに係る減額。

それから、その職員については、年度内に退職をする予定ですので、自己都合の退職ということで、その分の給与の減額についても、今回併せて減額をしているということで、この額になっているものでございます。

10月から11月にかけて1カ月。

まだ辞令は交付していませんけれども、3月に退職するというものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 答弁は終わりました。

3回ですので、ほかの方の質問を受けたいと思います。

ほかの人。

ありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、平成24年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、平成24年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 13 号、平成 24 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 14 号、平成 24 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 15 号、平成 24 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 16 号、平成 24 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日 9 日から 13 日までの 5 日間、議事日程の都合により休会し、14 日午前 10 時から本会議を開きたいと思います。

これに対してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、明日 9 日から 13 日までの 5 日間休会とし、14 日午前 10 時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4 時 32 分